

令和5年

笛吹市議会
第4回定例会会議録

令和5年12月 1日 開会

令和5年12月19日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第163号

令和5年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和5年12月1日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

不応招議員（なし）

令和 5 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 日

令和5年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和5年12月1日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第8号 学校給食費に係る裁判上の和解における専決処分^の報告について
- 日程第 6 議案第105号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第106号 笛吹市税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第107号 笛吹市手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第108号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第109号 笛吹市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第110号 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について
- 日程第12 議案第111号 笛吹市若者定住促進市単住宅条例及び笛吹市定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第13 議案第112号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第113号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 日程第15 議案第114号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第16 議案第115号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第116号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第18 議案第117号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第118号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第119号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第120号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第121号 動産の取得について(指定避難所防災備蓄倉庫設置)

- 日程第23 議案第122号 動産の取得について（小型動力ポンプ積載水槽車購入（石和分団第14部）（明許））
- 日程第24 議案第123号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市いさわふれあいセンター）
- 日程第25 議案第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居福祉会館）
- 日程第26 議案第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代児童センター）
- 日程第27 議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川地域振興交流センター）
- 日程第28 議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居産地形成促進施設）
- 日程第29 議案第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川農産物直売所、笛吹市芦川活性化交流施設）
- 日程第30 議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館、笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園、笛吹市一宮スポーツ広場）
- 日程第31 議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代総合会館、笛吹市若彦路ふれあいセンター、笛吹市働く婦人の家、笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館、笛吹市八代中央スポーツ広場、笛吹市八代中央水泳プール、笛吹市八代南部スポーツ広場）
- 日程第32 議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川総合会館、笛吹市境川スポーツセンター）
- 日程第33 議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場、笛吹市御坂体育館、笛吹市御坂テニスコート、笛吹市御坂テニス&キッズ広場）
- 日程第34 議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居弓道場）
- 日程第35 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）
- 日程第36 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市芦川グリーンロッジ、笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場）
- 日程第37 議案第136号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について
- 日程第38 議案第137号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮	司正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

3. 欠席議員

(なし)

4. 会議録署名議員

2番	落合	俊美	3番	山田	宏司
----	----	----	----	----	----

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
会 計 管 理 者	中 山 勲	市 民 環 境 部 長	市 川 要 司
保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治	子 供 す こ や か 部 長	中 村 富 之
産 業 観 光 部 長	河 野 英 明	建 設 部 長	雨 宮 竜 也
公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦	教 育 部 長	太 田 孝 生
総 務 課 長	小 林 匡	政 策 課 長	小 澤 宏 之
財 政 課 長	柿 嶋 信	消 防 長	鶯 川 功
代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉	農 業 委 員 会 会 長	増 田 敦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走を迎え何かと慌ただしくなりましたが、議員各位におかれましては、議員活動ならびに市政運営につきまして、1年間ご苦勞をいただき、精力的な活動に敬意と感謝を申し上げます。

今年は、新型コロナウイルス感染症が5類になり、新型コロナウイルス感染は落ち着いておりますが、インフルエンザの感染が急拡大しております。

これから冬本番を迎え、寒さが厳しくなっておりますので、健康管理には十分気を付けていただきたいと思っております。

一方、世界に目を向けると、ウクライナ侵略戦争は収束が見えず、イスラエルのガザ地区の紛争も1カ月以上が経過しています。いまだに出口が見えない状況であります。

一日も早く一般市民を巻き込んだ悲惨な戦争が終わることを願わずにはられません。

原油価格の上昇と円安による原材料価格の高騰をきっかけとした消費者物価の上昇は、市民生活に大きな影響を与えております。

世界情勢および経済環境は厳しい状況が続いておりますが、地域経済活性化のため、市当局には積極的な政策の展開をお願いします。

今議会には、市長より条例の改正、令和5年度補正予算など、各種案件が提案されています。

会期中、格別のご精勵を賜り、慎重にご審議くださいますようお願い申し上げます、開会にあつてのあいさつとさせていただきます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第2番 落合俊美君および

議席第3番 山田宏司君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月19日までの19日間と決定しました。

○議長（古屋始芳君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、総合政策部長 返田典雄君より欠席届が提出され、これを受理しましたのでご報告いたします。

本日まで受理した請願はありませんでしたので、その旨をご報告いたします。

続いて、監査委員から令和5年8月分から令和5年10月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承願います。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布した活動報告のとおりでございます。

○議長（古屋始芳君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第8号から日程第37 議案第136号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第4回定例会の開会にあたり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、多目的芝生グラウンド整備事業についてです。

10月17日、学びの杜みさかにおいて、整備候補地の地権者の皆さまおよび耕作者の皆さまを対象に、基本計画を基にした説明会を開催しました。また、10月27日には、整備候補地である国衙区の皆さまを対象に説明会を開催しました。地権者説明会には25人、国衙区の説明会には20人が出席され、様々なご質問やご意見をいただきました。

多目的芝生グラウンドを整備するためには、地権者の皆さまのご同意、地元の皆さまの理解がなければ進めることはできません。いただいたご意見を真摯に受け止め、その一つひとつに丁寧に対応してまいります。

次に、ラーほーの日記念キャンペーンの実施についてです。

ラーメンの日である7月11日と、ほうとうの日である4月10日を合わせ、11月21日を本市の名物である「ラーほー」の日として一般社団法人日本記念日協会に登録しました。

ラーほーの日の登録を記念して、ラーほーを提供する16の協力店舗では、11月20日から30日まで、一杯500円で食べられる記念キャンペーンを実施をしたほか、株式会社セブンイレブン・ジャパンでは、11月14日から山梨県内の全てのセブンイレブンで「ラーほー」を販売しています。

今後も、市内外の方に本市の名物「ラーほー」を積極的に周知をし、味わっていただきたいと思っております。

次に、FUJ I YAMAツインテラスの来訪状況および周辺整備についてです。

令和5年度は、林道の冬季閉鎖期間を除いた4月26日から11月27日までの7カ月間、FUJ I YAMAツインテラスへの送迎バスを運行をし、約2万人の方が訪れました。

現在、市では、すずらん群生地駐車場内に、トレーラーハウスやウッドデッキを用いたFUJ I YAMAツインテラスエントランス施設の整備を進めています。エントランス施設は、観光案内所や売店の機能を有した集客拠点施設となり、令和6年度からのオープンを予定しています。また、エントランス施設まで大型バス等がスムーズに通行できるよう、市道の改良を行っています。

今後も、多くの方が旅の目的地としてFUJ I YAMAツインテラスを訪れていただけるよう、魅力の向上に努めていきます。

次に、石和温泉郷のイルミネーションについてです。

本日から翌年の1月31日まで、さくら温泉通りおよび石和温泉駅から石和駅前通りにかけて、本市の冬を代表するイベントであるイルミネーションを実施します。

さくら温泉通りでは、往復約3キロメートル、173本の桜に55万球のLED電球が灯り、近津川の水面には光り輝くイルミネーションが反射し、まさに光の並木道となります。また、足湯広場やウッドデッキスペースでは、毎週土曜日に10店舗程度のキッチンカーなどが出店します。

寒さ厳しい季節であっても、心温まる癒しの空間として、石和温泉郷を演出をします。

次に、「Xmas花火 in 笛吹～聖なる夜の冬花火～」の実施についてです。

12月25日のクリスマス当日、午後7時30分から8時までの30分間、市役所前の笛吹川河川敷において、冬の夜空を鮮やかに彩る花火を約3,500発、打ち上げます。

冬は空気が澄み切っていることから、花火は一層色鮮やかなものとなり、音も心地よく響き渡ります。ご家族、ご友人などと一緒に楽しみをください。

次に、御坂生涯学習センターの供用開始についてです。

御坂農村環境改善センターの廃止に伴い、その社会教育施設としての機能を御坂福祉センターに移転する改修工事が完了し、本日から御坂生涯学習センターとして供用開始となりました。

会議室、調理室、和室、創作活動室のほか、防音機能を有する視聴覚室や多目的室などを整備しました。また、照明設備のLED化や空調設備も更新をしました。

快適に利用でき、設備の機能も向上した施設を多くの市民の皆さまにご利用いただきたいと思います。

次に、防災備蓄倉庫整備事業についてです。

災害発生時に迅速に指定避難所を開設し、避難者を受け入れることができるよう、令和3年度から令和6年度にかけて、市内の指定避難所28カ所に53棟の防災備蓄倉庫を設置するとともに、倉庫内に備える防災物品の整備を行っています。

令和5年度は、12カ所22棟の防災備蓄倉庫を設置をし、指定避難所への備蓄倉庫設置を完了する予定で、一般競争入札により10月30日に仮契約を締結をし、契約案件として、今議会に提出をしています。

次に、第27回全国小学生・中学生俳句会についてです。

今年の俳句会には、全国43都道府県の小中学校のほか、台湾の小学校からも応募があり、寄せられた作品数は523校から3万3,909句となりました。

12月16日には、いちのみや桃の里ふれあい文化館において表彰式を開催し、文部科学大臣賞をはじめ、蛇笏・龍太特別賞などの入賞作品を発表します。

次に、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置についてです。

笛吹市消防本部を含む国中6消防本部では、消防事務の一部を互いに連携、協力することにより、保有する消防力を有効活用し、持続可能な消防体制の整備および更なる消防力の強化を図ることを目的に、令和8年4月から消防指令業務を共同運用することとしています。

現在、6消防本部がそれぞれの主体性や対等な立場を保持し、協議の上、消防指令業務に関する事務を共同して行う、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置に向けて取り組んでいます。

協議会の設置については、地方自治法の規定に基づき、6消防本部の構成団体の議会の議決が必要とされていることから、今議会に議案を提出しています。

続きまして、本日、提出しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、報告案件1件、条例案9件、補正予算案7件、その他の議案16件、合わせて33件です。

はじめに、報告案件です。

「学校給食費に係る裁判上の和解における専決処分報告について」は、笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱の規定に基づき、学校給食費滞納者と裁判上の和解を行うにあたり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告するものです。

続きまして、条例案です。

まず、「笛吹市職員給与条例の一部改正について」は、消防職員の職務の級に係る基準となる職務を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市税条例の一部改正について」は、障害者の社会参加を支援するため、障害者に対する軽自動車税の減免範囲を拡大することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市手数料条例の一部改正について」は、戸籍に係る一部の証明書が自動交付機能を有する機器から交付可能になることに伴い、その手数料を定めるため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を軽減するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家所有者の責務等を見直すため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について」は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用料及び公共物の使用料を変更するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市若者定住促進市単住宅条例及び笛吹市定住促進住宅条例の一部改正について」は、芦川および八代の定住促進住宅の入居率を向上させるため、入居者資格を緩和することに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」は、笛吹市御坂東部地区コミュニティー施設の除却に伴い、社会教育施設から除外するため、所要の改正を行うものです。

次に、「笛吹市火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の設置基準等を見直すため、所要の改正を行うものです。

続きまして、補正予算案です。

まず、「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）」については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2億2,881万円を追加をし、総額を425億3,031万円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税に7,498万円を追加をしました。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や道路メンテナンス補助金など1,162万円を減額をしました。

また、県支出金には、新環状道路側道建設県負担金や山梨県移住支援金交付事業費補助金など3,381万円を追加をしました。

さらに、基金繰入金1億1,813万円、市債1,320万円などをそれぞれ追加をしました。

歳出の主なものは、人事院勧告に基づき、職員の月例給については、全体平均で1.1%、期末手当及び勤勉手当については、支給月数0.05月分の引き上げなどを行うため、職員人件費7,185万円を追加をしました。

また、国の学校施設環境改善交付金の活用を見込み、令和6年度に予定していた御坂中学校校舎等改築事業における校舎解体工事を前倒して実施するため9,999万円を追加しました。

さらに、新山梨環状道路関連道路整備事業については、市道整備に係る県への負担金など4,951万円を追加をしました。

このほか、生活保護費支給事業に4,969万円、子どもすこやか医療費助成事業に1,502万円、道路維持管理事業に2,011万円などを追加しました。

次に、特別会計の補正予算案です。

「国民健康保険特別会計」をはじめ4会計において、総額1,723万円を追加するものです。

次に、企業会計の補正予算案です。

「水道事業会計」および「公共下水道事業会計」の2会計において、総額368万円を追加するものです。

続きまして、その他の議案です。

まず、「動産の取得について」は、指定避難所防災備蓄倉庫および小型動力ポンプ積載水槽車の購入に伴い、笛吹市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定について」は、令和6年3月をもって指定期間が満了する11案件について、令和6年4月以降の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について」は、令和6年3月をもって指定期間が満了する2案件について、指定期間を変更するため、地方自治法第244条の2第5項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

次に、「山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について」は、地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、関係地方公共団体と協議を行うため、同条第3項の

規定により、議会の議決をお願いするものです。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程しました案件につきまして、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第5 報告第8号を議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり、学校給食費に係る訴訟の提起における専決処分についての報告ですので、ご了承を願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第38 議案第137号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明を申し上げます。

提出しました案件は、1件であります。

議案第137号 「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、令和5年度人事院及び山梨県人事委員会による公務員の給与等に関する勧告に鑑み、民間の給与との較差を是正するため、所要の改正を行うものです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月2日から12月7日までは、議案調査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日12月2日から12月7日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は12月8日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時07分

令和 5 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 8 日

令和5年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和5年12月8日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第105号—議案第137号(一括上程)
上程議案に対する質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
6番	武川則幸	7番	神澤敏美
8番	神宮司正人	9番	荻野謙一
10番	保坂利定	11番	野澤今朝幸
12番	中村正彦	13番	海野利比古
14番	渡辺清美	15番	中川秀哉
17番	小林 始	18番	渡辺正秀
19番	古屋始芳		

3. 欠席議員

5番 河野智子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	山下政樹	副市長	深澤和仁
教育長	望月栄一	総務部長	雨宮和博
総合政策部長	返田典雄	会計管理者	中山勲
市民環境部長	市川要司	保健福祉部長	西海好治
子供すこやか部長	中村富之	産業観光部長	河野英明
建設部長	雨宮竜也	公営企業部長	水谷和彦
教育部長	太田孝生	総務課長	小林匡
政策課長	小澤宏之	財政課長	柿嶋信哉
消防長	鶴川功	代表監査委員	曾根哲哉
農業委員会会長	増田敦		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、河野智子君より欠席届が出されておりますので、これを受理いたしました。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 市長提出議案「議案第105号」から「議案第137号」までを一括議題とし、上程議案に対する質疑および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

今定例会は、11名から20問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を遵守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問が全て終了したあととなりますので、ご承知願います。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可します。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

はじめに、物価高対策のための「重点支援地方交付金」が追加、その活用はついてお伺いいたします。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めました。税収も3年連続で過去最高です。今年の賃上げ率は、30年ぶりの高水準となりましたが、大企業が中心で、実質賃金は、物価高に追いついていない状況です。

公明党は、物価高に負けない持続的な賃上げを力強く後押しするとともに、それが実現する

までの生活防衛として、3つの還元策などの様々な施策を政府に提言、総合経済対策に数多く反映されました。政府が決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」には、各地域の実情に合わせた、きめ細やかな対策を進めることができる「重点支援地方交付金」の予算が追加されております。

そこで、同交付金を効果的に活用し、物価高騰から市民の皆さまの生活を守り、経済の着実な回復を図るための対策を策定し、着実かつ迅速に実行することが必要であると考えます。

そこで以下3点、お伺いいたします。

1としまして、低所得世帯支援枠について。

経済対策において、低所得世帯支援枠に1世帯あたり7万円の追加が盛り込まれました。本市は、年内の予算化に向け、迅速に対応すべきと考えますが、現在の取組状況についてお伺いいたします。

2として、推奨事業メニューについて。

推奨事業メニューの追加を受け、本市は年内の予算化に向け検討を行う中、追加額および交付限度額の目安、前回の限度額の7分の5程度を考慮しつつ策定されておられることと思いますが、進捗状況をお伺いいたします。

3として、重点支援地方交付金のうち、自治体が物価高へ対応として柔軟に活用できる「推奨事業メニュー」LPガス代支援、学校給食費軽減、プレミアム付き商品券、家庭におけるエネルギー費負担軽減のための省エネ性能の高いエアコン、給湯器への買い換えなどの支援、上下水道料金の負担軽減等生活者支援を、また事業者支援として、水道料金をはじめ電気・ガス料金を含む公共料金の補助。農業畜産業の肥料・飼料等の高騰に対する支援等々、推奨事業メニューのほかに、さらに効果があると思われるものについては、実施計画を記載し、申請することができます。本市の取組みについて、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、低所得世帯支援枠の予算化についてです。

現在、年内の予算化に向け、補正予算編成作業を進めている状況であり、今議会の最終日に補正予算案を追加提案する予定です。予算案を議決いただきましたら、速やかに、給付できるよう対応してまいります。

次に、推奨事業メニュー、本市の取組みについてです。

11月29日、今回の重点支援地方交付金における推奨事業メニュー枠の内示額が1億6,676万円と示されました。

本市では、子育て世帯の負担軽減のため、すでに地方創生臨時交付金を活用し、小中学校や保育所等の給食費無償化を実施しています。今回の交付金は、その費用4億42万円の一般財源分1億6,312万円および一般財源で対応している賄材料費の物価高騰分3,298万円に充当したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

それでは2点目としまして、「COCOLOプラン」を受けての不登校支援の推進について、お伺いいたします。

小中学校の不登校の児童生徒数が急増し、約30万人までになる中、文部科学省は令和5年3月31日に誰一人取り残されない学びを保障する、社会全体で、これを実現していくとの、「COCOLOプラン」を発表いたしました。これに先立ち、公明党・不登校支援プロジェクトチームは、3月23日に「子どもたちの自己肯定感をはぐくむために」との提言を行いました。今回の「COCOLOプラン」には、公明党の提言内容が多く盛り込まれております。プランにはすぐに実行できる内容もあり、実行し、不登校の児童生徒の支援を迅速に行うことが重要と考えます。

そこでお伺いいたします。

1として、本市においても、教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば、誰でも自由に参加できる「保護者の会」を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの方たちをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者たちの支援をしていくことが必要ではないかと思いますが、「COCOLOプラン」を受けての今後の取り組みについて、お伺いいたします。

2としまして、不登校児童生徒は一人ひとりが大きく異なっております。そこで、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や、指導体制の整備が必要となります。

そこで公明党は、教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ち着いて学習できる環境（スペシャルサポートルーム等）の設置を提言、さらに不登校の児童生徒が自宅にいても学習を進めることができる、授業の自宅への配信におけるオンライン指導の充実等を要望してきました。それを受けて「COCOLOプラン」では、学校内の校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進とともに、学校の授業を自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターに配信し、オンライン指導、またテスト等も受けられるようにすると明記されております。そこで教室に行きづらくなった児童生徒が落ち着いて学校内で学習できる環境「スペシャルサポートルーム」等を市内全ての小・中学校に設置することが必要ではないかと思いますが、現在の設置状況と今後の取組をお伺いいたします。

3として、また、教育支援センターに配信し、オンライン指導や、また今後の指導体制などをちゃんと確立すべきであると思いますが、現状と今後の取り組みをお伺いいたします。

4として、自宅やスペシャルサポートルーム、支援センター等、不登校の児童生徒の学びの場が拡大されている中、学びの場での学習成果が評価されずに、調査書の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が狭まっている、制限されているという問題があります。

そこで、公明党は不登校の生徒の高校進学を支援するために、多様な学びの場での学習成果について、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で、成績評価をすることが努力義務化することになるよう提言いたしました。それを受けて「COCOLOプラン」では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの学びの結果を成績に反映するよう明記さ

れました。

そこで、「COCOLOプラン」の示しているように、不登校の生徒の高校進学を支援するために、自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での学びを、学校の成績に反映することが重要であると思います。そこで、本市の中学校においての現在の状況と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、保護者の会の設置についてです。

本市では、児童生徒の保護者等が相談できる体制として、ふえふき教育相談室を設置しています。ふえふき教育相談室では、峡東教育事務所のスクールソーシャルワーカーや山梨県総合教育支援センターの相談支援部等とも連携を取りながら、保護者に寄り添った支援を行っています。また、教育支援センター「ステラ」では、保護者会や保護者との面談を実施しています。

今後もこれらの取り組みを継続するとともに、各学校に対し、不登校児童生徒および保護者への適切な支援や働きかけを行うよう指導していきます。

次に、スペシャルサポートルームの設置についてです。

現在、各学校では、不登校児童生徒に寄り添った支援を行うため、校内の別室等を活用して学べる体制を整えています。

また、学習面については、タブレットを使用し、オンラインによる授業の提供や学習等の配信を行っている学校もあります。

今後も様々なニーズに対応できるよう取り組んでいきます。

次に、ステラでのオンライン指導についてです。

ステラでは、支援員が一人ひとりに合った学習支援を行っています。また、タブレットを用いて個別の調べ学習や学習ソフトを活用した学習も行っています。

今後も、オンライン指導なども含め、個々の学習状況に合わせた学びの充実が図られるよう、検討していきます。

次に、不登校生徒の高校進学についてです。

高等学校の受験において、中学校長は、学習、欠席、行動記録、特別活動の記録等を記入した「調査書」を志願先高等学校長に提出します。また、中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の子供については、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出します。

高等学校進学を希望する不登校生徒については、各学校が、個々の状況に応じた自宅、校内の別室、ステラでの学習結果を「調査書」に反映しています。

COCOLOプランでは、一定の条件の下で自宅等においてICT等を活用した学習活動については、可能な限り、指導要録上の出席扱いとするとしています。

引き続き、国や県の動向を注視しながら、不登校生徒の学びを成績に反映するとともに、不登校の生徒の高校進学支援に努めていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。答弁の中に、オンラインの関係で、それを実施している学校もありますというような内容がありましたけども、どのくらいの学校がそれを実施しているのか。また、その他の学校では、その環境は整っているのか、そのへんを教えてください。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

渡辺清美議員の再質問にお答えします。

昨年度から本年度12月まで授業配信を実施したのは、病気で欠席している児童生徒を対象にしたものを含めまして11校あります。

なお、授業のオンライン配信ができる環境は、市内小中学校19校全てに整っております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。笛吹市でよかったと保護者の方たちも考えるような、そういった教育方針、また保護者の方々も経済的にも、精神的にも本当に大変な中、頑張っておりますので、どうか今後ともご支援をお願いいたします。

また、全体としまして意見を言わせていただきます。

物価の経済対策ですけれども、本当に低所得世帯の方々、またその狭間の方々という問題も国のほうでは言っております。税金を納めているけれども生活が大変な狭間の方々に対しても、逐次、素早く今後対策がおりてくると思います。職員の方々には、本当にインフルエンザやコロナの中、寒い中、本当にお仕事、大変な中でございますけれども、緊急にやることでございますから、多くの方の目を通しながら、緊急かつ間違いのないようにすることは大変だと思っておりますけれども、力ある笛吹市の職員の方々に一切を市民の方もお任せしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。大変にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い河野正博君の質疑および質問を許可します。

4番、河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

1問目、笛吹市立図書館業務全般について。

日本を代表する数学者、藤原正彦先生によると、小中学校の学生の学力と読書数には密接な相関がある。つまり、読書の習慣があり多くの書物を読んだ子どもほど基礎学力が高いと言えるそうです。読書好きの家庭環境を築くことが大事ではないでしょうか。

さらに笛吹市は、古くは、俳人飯田蛇笏、龍太、作家深沢七郎、近年では作家辻村深月など、多くの文人が笛吹市に誕生しています。

笛吹市の図書館の蔵書数は、約44万冊です。甲府市は約40万冊、甲州市は約31万冊、山梨市は約15万冊、南アルプス市は約38万冊と他の市と比較しても充実した内容になっております。

また、令和5年1月から9月までの来場者数は5万8,506人で、月平均6,500人の市民が図書館を利用していることとなります。

読書離れの進む中、いま一度、読書の素晴らしさを再認識し、読書人口を増やす意味から図書館の役割はますます大きくなっています。

以上のことを踏まえ、質問します。

(1)平成24年度の貸し出し数は64万6,457冊、令和4年度の貸し出し数は32万8,221冊、49%減と大幅に減少。読書離れが進んでいる。このことについて、見解を伺います。

(2)1項の対策として、図書館はどのような取り組みをしているのか、伺います。

(3)図書館の図書を活用として、小中学校、保育所、幼稚園、学童保育等との連携はどのようになっているのか。また、今年度の課題と実績を伺います。

(4)児童生徒の学力向上への図書館の役割と施策について伺います。

(5)5つある図書館について共通の機能以外、各図書館の特色ある取組を伺います。

(6)図書の入れ替え費は、平成30年度が1,625万6千円、令和元年度が1,433万9千円、令和4年度が1,177万4,763円と漸減しています。この要因と見解を伺います。

(7)6項の状況を踏まえ図書の入れ替えは、予定どおり十分できているのか、伺います。

(8)市民への図書館情報開示をもっと積極的に行うべきと思いますが、見解を伺います。

(9)図書館利用者の声を図書館運営に反映しているのか、伺います。

(10)図書館を継続利用している市民への新たなサービスについて伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

まず、読書離れについてです。

読書離れの原因の一つとして、インターネットやスマートフォンの普及により、必要な情報が手軽に収集できるようになったことが挙げられます。また、特に若年層では、動画などのメディアを楽しむ時間が増え、読書する時間が減ったことなどが考えられます。

本市の図書の貸し出し数の減少は、コロナ禍における臨時休館や開館時間の短縮なども原因と考えられます。

今後は、さらに多くの市民の皆さまに図書館を訪れていただき、読書を楽しんでもらえるよう努めていきます。

次に、読書離れ対策についてです。

市立図書館では、子どもの頃から図書に親しみ、読書する習慣を身に付けられるよう、親子を対象とした絵本の読み聞かせなどを行う「おはなし会」を実施しています。

また、図書館を訪れてもらうきっかけづくりとして、小学生を対象にした本の読みきかせや工作などを行うイベントのほか、大人を対象にした、新刊本や暮らしに役立つ豆知識などを紹介するイベントを開催しています。

今後も、図書館を利用してもらい、図書に親しめる環境づくりを行っていきます。

次に、小中学校、保育園、幼稚園、学童保育等との連携についてです。

市立図書館では、子どもたちが図書に触れあう機会を増やすために、小学校や保育所等と連携し、施設へ図書を貸し出す団体貸出を行っています。令和5年度の10月までの実績は、小学校が7校で延べ16回、保育所等が17園で延べ32回、学童保育室や児童館が5カ所で延べ14回、子育て支援センターが7カ所で延べ21回、貸し出しを行っています。

また、保育所や子育て支援センター等を訪問して行う「出前おはなし会」を実施しています。10月までの実績は、保育所等が6園で延べ21回、子育て支援センターが2カ所で延べ4回、児童センターは1カ所で2回、行っています。

さらに、小中学校との連携では、市立図書館は、市内の学校図書館と図書館システムで連携していることから、学校図書館を通じて資料等を児童生徒に貸し出すことができます。そのほか、小学生の社会科見学や中学生の職場体験の受け入れを行っています。

課題としては、団体貸出や出前おはなし会の要望が、ほかの図書館業務と重なり、全ての要望に答えられないことです。

今後、より多くの施設と連携できるよう実施方法を研究していきます。

次に、児童生徒の学力向上に係る図書館の役割についてです。

市立図書館は、児童生徒の興味、関心、疑問に応えられるように必要な資料を提供できる体制を整備しておくことが重要だと考えます。

市立図書館と市内の学校図書館は、図書館システムが連携していることから、学校での調べ学習の充実や学校図書館の資料不足を補うことができ、児童生徒の学習支援につながっています。

次に、各図書館の特色ある取り組みについてです。

各市立図書館では、収集する資料に特色を持たせています。

石和図書館では、飯田蛇笏、龍太の関係資料や俳句関連資料、そのほか辻村深月や深沢七郎など本市出身の作家に関する資料を収集しています。

御坂図書館では、御坂町出身者の会である「御坂会」から、毎年、青少年のための図書を寄贈いただき、その図書を展示する「未来サポートコーナー」を設けています。また、御坂町の特産品である薔薇の関係資料や天文関係資料を収集しています。

一宮図書館では、一宮町出身で「地下鉄の父」といわれる早川徳次や詩人堀内幸枝の関係資料を収集しています。

八代図書館では、英語を取り入れた「おはなし会」を継続して行っていることから、英語関係の資料を収集しています。

春日居ふるさと図書館では、春日居町出身の医師小川正子やハンセン病に関する資料、また、春日居町ゆかりの作家藤原緋沙子や辻邦生の資料を収集しています。

さらに、各図書館では、季節やおすすめのテーマの資料を集めた展示コーナーをそれぞれ設け、訪れた方が興味をもって資料等を手にしてもらえるよう工夫しています。

次に、図書の入替え費についてです。

各市立図書館は、ネットワークで連携しており、どこの図書館の資料でも借りることができます。

また、市立図書館に所蔵のない資料を県立図書館や市外の図書館から借りることができる相互貸借も行っています。

重複した資料の購入を控え、購入資料の厳選を行うなど、適正な予算執行に努めています。

次に、図書の入替えの実施についてです。

計画的に図書資料等を購入しているため、図書の入替えは、予定どおり実施できています。

次に、図書館情報の開示についてです。

市立図書館の情報発信は、市および図書館ホームページ、市の広報紙、各図書館でのポスターの掲示やカウンターでのチラシ配布などにより行っています。

また、小学校を通じて、各図書館で行う小学生対象のイベント情報などを案内しています。

さらに、特色あるイベントや展示などは、広く周知するために新聞社などへ情報提供しています。

今後も、様々な媒体を活用して積極的に情報提供していきます。

次に、利用者の声を反映した図書館運営についてです。

市立図書館では、希望する本の予約や購入を申し込むリクエストカード、図書館カウンターでの利用者の声などを参考に、図書の購入や展示を検討しています。

また、学校教育や社会教育の関係者などで構成する「笛吹市図書館協議会」の意見を図書館運営に反映させています。

次に、継続利用者への新たなサービスについてです。

市立図書館では、継続して利用してもらうためのイベントを実施しています。

夏休みや秋の読書月間に行っているスタンプラリー形式の「図書館でゲット」は、期間中の貸し出し冊数や来館回数など、設定された課題を達成すると景品がもらえ、子どもたちから大人まで好評をいただいているイベントです。

今後も、利用者の声を聴きながら、図書館に足を運びたいくなるようなイベントやサービスを研究していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。非常に様々なサービスをしているということはよく分かったんですが、再質問いたします。

特に5番目のところで、各町村で特色のある図書を持っているということもあったり、いろいろなイベントをやっているということですが、なかなか市民の方によく知られているとは、私には思えないので、もっと積極的にやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

河野正博議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、まだ隅々まで行き渡っていないのではないかとのご質問ですが、先ほどお答えしましたように、今のところ、ホームページ、また各図書館へチラシを置いたり、また小学生向けにはチラシを学校に配ってもらったりしております。また、ご指摘を受ける中で、改めて、その周知方法について研究していきたいと思っております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

もう少し積極的な回答がほしかったんですが、今回はこれで、そのところは終わりにします。

ただし、もう1つ、再質問をさせていただきます。

私がこの間、図書館へ訪ねて行ったときに司書の方が、先ほど言われたスタンプラリー用の、皆さんにお配りするのを一生懸命作っておられて、図書館の司書の先生は一生懸命頑張っているなど、つくづく感じました。

その中で、身近な図書館になる必要があるなど思っていて、もう1つは市内の書店の数がかなり激減しているということで、図書館を使うということが、もう少し身近になる必要があるかなと思っています。

そこで質問します。

先ほどの6,500人、月の人たちというのは、もう図書館を生活習慣の一部としてやっておられる方がほとんどの方ですが、その6,500人の人たちの考えとか、要求とか、思いとかを、もっと積極的に図書館業務運営に反映すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

ご意見ありがとうございます。今後ですね、今までも各図書館においては、窓口で様々なご意見を聞いております。また、工夫しまして、皆さんの声を拾い上げ、みんなが使いやすい、そして図書館職員も言っておりますが、本を借りに来るだけの場所ではなく、憩いの場になること、何も用事がなくてもそこに集えるような場所にしたいということを言っております。今後も研究していきます。よろしく申し上げます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。実は、スコレーの石和の図書館に私が訪ねて行って、たまたま辻村深月先生の話が出ました。私の記憶では、辻村深月先生が自分の随筆の中でおっしゃられているのは、自分が、この文学の道、いいなと思ったのは、その当時の小学校の司書の先生と、それからスコレーの司書の先生の影響が非常に大きいということをおっしゃられております。

また、深月先生に影響を及ぼした司書の先生は、今、笛吹市の石和図書館のほうへ奉職されておられます。素晴らしい先生がそろっておりますので、ぜひ先生方の思いを施策に活かすように頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。質の高い幼児教育についてであります。

保育園の民営化移行が進む中、先般、山下市長から笛吹市立の保育所は残す旨のお話がありました。幼児教育の面からも大賛成です。幼児期は、心も体も、そして人間関係も大きく成長し、生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要な時期です。

山梨県では、令和2年10月より、やまなし幼児教育センターを山梨大学内に開設し幼児教育の一層の充実と深耕をはかっています。このような山梨県の取り組みに積極的に連携する意味からも、市立保育所は必要だと考えています。笛吹市の幼児教育の対象となる3歳児から5歳児は、現在1,477人です。

以上のことを踏まえ、笛吹市における幼児教育施策全般について質問をいたします。

(1) 幼児教育の必要性について、伺います。

(2) 笛吹市の幼児教育の取り組みについて、伺います。

(3) やまなし幼児教育センターとの連携について、伺います。

(4) 幼児教育アドバイザー（山梨幼児教育センター）訪問事業の活用について伺います。

(5) 幼保小の連携について、現状と今後の課題について伺います。

(6) 笛吹市内の保育所、幼稚園の幼児教育の状況について、市としてどこまで把握しているのか伺います。

(7) 質の高い幼児教育を行うための、笛吹市のガイドラインや教育要綱を保育所、幼稚園に示しているか、伺います。

(8) 笛吹市は、幼児教育について幼稚園、保育所間の相互連携について、指導しているのか伺います。

(9) 保育所、幼稚園間での教育格差をなくす市役所の取組について伺います。

(10) 笛吹市立の保育所を幼児教育の拠点として、活用できないか伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の一般質問にお答えします。

はじめに、幼児教育の必要性についてです。

幼児期は、心も体も、人間関係も大きく成長・発達し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う

重要な時期であり、この時期の教育の在り方が義務教育および、その後の教育の基礎となります。

そのため、幼児一人ひとりの発達や特性に応じ、遊びを通した総合的な指導や援助を行うことができる質の高い幼児教育が求められます。

次に、笛吹市の幼児教育の取組についてです。

国の保育所保育指針に則り市が策定した「笛吹市保育所ビジョン」では、保育所における保育の基本方針を「生きる力の基礎を身につけた子どもの育成」としています。

市立保育所では、この基本方針に沿って、子どもが遊びや生活を通し、生涯にわたって主体的に生きていくために必要な力の基礎を養う幼児教育に取り組んでいます。

次に、やまなし幼児教育センターとの連携、幼児教育アドバイザー訪問事業の活用についてです。

県教育委員会と山梨大学が連携して設置しているやまなし幼児教育センターが開催する、質の高い幼児教育の推進を目的とした各種研修会、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた合同研修会等に保育士や小学校の教員などが積極的に参加しています。

また、幼児教育アドバイザー訪問事業を活用し、幼児教育アドバイザーを招き、市立保育所の園内研修や、所長・主任保育士を対象とした職員研修会などを実施しています。幼児教育について学び合うことで、保育士のスキルアップにつなげています。

次に、幼保小の連携の現状と課題についてです。

本市では、保育所や幼稚園から小学校への接続時において、課題等を共有することが大切と考えています。

このため、平成21年度に、異校種間の円滑な接続を推進するため、笛吹市保幼小中高連携会議を設置しました。

保幼小部会では、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校が参加する中、学校区ごとのグループに分かれ、小学校入学前の幼児の現状と小学校入学後の児童の現状について、情報交換を行っています。やまなし幼児教育センターの指導主事には、部会において講演や指導、助言をお願いしています。

また、小学校の教員が近隣の保育所、認定こども園、幼稚園を訪問し、子どもたちの育ちの現状の情報共有を図ってきました。

各小学校には、複数の保育所等から入学するため、全ての新生生の把握が難しく、保育所等との連携が課題となっています。

次に、幼児教育の状況の把握についてです。

市では、年に1回、保育課の保育士および子育て支援課の保健師が、市内の保育所、認定こども園、幼稚園等を巡回訪問し、集団生活で心配のある子どもや市の健診等で継続的に支援をしている子どもについて、情報交換や支援方法の確認を行っています。

また、年に3回開催する笛吹市保幼小中高連携会議の保幼小部会の場でも、異校種間における情報交換などを通じて、幼児教育の状況を確認しています。

次に、幼児教育に係る市のガイドライン等についてです。

市では、国の保育所保育指針を基に「笛吹市保育所ビジョン」を策定し、保育所に示しています。

幼稚園については、国の幼稚園教育要領を基に幼児教育に取り組んでおり、市としてのガイ

ドライン等はありません。

次に、保育所、幼稚園間の相互連携の指導についてです。

保育所、幼稚園では、連携会議の部会や市保育協議会の会議等に施設長、保育士等、保育課職員が参加し、密に情報共有するとともに、相互連携を図っています。

次に、保育所、幼稚園間での教育格差についてです。

国の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示された「幼児期が終わるまでに育てほしい姿」は、保育所、幼稚園等とも違いはありません。

それぞれの性質、設置目的に応じたアプローチにより、幼児教育に取り組んでいます。

次に、市立保育所を幼児教育の拠点として活用についてです。

保育所や認定こども園等では、保育所保育指針等で示される「幼児期が終わるまでに育てほしい姿」を目指して、特色をもって幼児教育に取り組んでいます。

それぞれが連携しながら、本市の幼児教育の底上げを図っていきたいと考えます。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございます。再質問いたします。

7番でお答えになった、国のガイドラインっていうのが、お話があったんですが、笛吹市の幼児教育の充実というのは、ある意味、笛吹市の特色を表わすような、重要な部分ではないかなと思っています。国のガイドラインを守ることはもちろんだけど、もう一步、踏み込んで、笛吹市独自の何か、ことができないか、あるいはそういうことを考えることは可能かどうか、お伺いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

中村子供すこやか部長。

○子供すこやか部長（中村富之君）

河野正博議員の再質問にお答えします。

国のガイドラインに基づきまして、市のほうといたしましては、市の保育ビジョンというものを新たにそれをもとにつくるような形で、市の独自の部分を進めていくような形になります。

以上、答弁いたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

河野正博君。

○4番議員（河野正博君）

ありがとうございました。市の基本的な心豊かに暮らせる笛吹市になろうとか、みんなが幸せを実感できるようになろうということで、子どもさん方に対する教育とか、そういうものに対する支援を、うちの市は一生懸命積極的にやっているほうだろうとは思いますが。お金の話はよく、これだけ給食費が安くなったとかあるんだけど、教育の質の話として、幼保小の連携を深めながら、こんな素晴らしい教育を、市民、子どもたちに施しているんだということも大き

なストロングポイントになろうかと思っておりますので、ぜひ積極的に考えていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、河野正博君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い神澤敏美君の質疑および質問を許可します。

7番、神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

議長のお許しをいただきましたので、笛新会の神澤でございます。

1点、高齢者の社会活動参加について、お伺いいたします。

その前にですね、令和5年度の笛吹市スポーツ協会におかれましては、歴史に残る輝かしい成績を収めました。山梨県スポーツまつり市の部において、市長自らの競技激励とスポーツ団体の力強い支援のもと、13種目の優勝、6種目の準優勝、3位も10種目と甲府の37連覇を阻み優勝いたしました。

参加した役員、選手の皆さまのたゆまない努力と精神力に敬意を表します。

そして11月初旬に元東山梨地区、これは甲州市、山梨市、春日居町ですが、スポーツ少年団野球大会で春日居町・一宮チームが優勝し、43年ぶりとなりました。

そして11月の高知県で開催されました全日本実年ソフトボール大会で、笛吹実年チームが準優勝に輝き、山梨県笛吹市のスポーツ振興を深めることができました。

平素、選手の努力とご苦勞に、そして行政の厚いご支援に感謝を申し上げるところでございます。

それでは、質問に入ります。

近年特に、高齢者（65歳から74歳までの人たち）の社会活動参加が著しく減少しております。数年前までは老人クラブの名称で活動していましたが、国内全般に生涯健康寿命の伸びとともに名称がシニアクラブ化となり、各部門において50代と変わらない気持ちと、体力で活動しているのも要因の一つかと思っております。

各地域で活動するシニアクラブ等の活動は健康づくり、仲間づくり、地城づくり、そして生きがいづくり、4本を柱にして活動しています。このシニアクラブに入会し活動することにより、フレイルの進行をストップさせ、認知症になりにくくなることは医学的にも証明されております。この効果を十分認め、素直な気持ちでフレイル進行をストップ、また認知症ストップ

を考えたとき、シニアクラブ等の社会活動参加が重要と考えます。

わが国においては、認知症基本法等の承認制度が進んでいますが、その前に人生の放課後を生きるシニア集団がフレイル進行ストップ、そして認知症にならないことが最重要で、65歳から74歳までの人たちに、積極的に地域のシニアクラブに加入していただき、地域活動、健康促進、仲間づくりが生きがいとなるように、当局でもシニアクラブ入会を促進し高齢者の社会活動参加に向けた施策を構築して、スムーズな入会登録制度の推進を強力に進めていただきたいが、お伺いいたします。

1点目、65歳から74歳までの人口と75歳以上の人口を教えてくださいと思います。

2点目、各行政区別の笛吹市シニアクラブ登録の人数をお伺いいたします。

3点目、シニアクラブと、スポーツ協会、文化協会との連携についてお伺いいたします。

4点目、本市独特のシニアクラブへの登録ポイント制度の策定についてお伺いいたします。

以上4点、お伺いします。よろしくお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

神澤敏美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、65歳から74歳までの人口と75歳以上の人口についてです。

10月31日現在、65歳から74歳までの人口は9,132人で、75歳以上の人口は1万1,543人です。

次に、各行政区別の笛吹市シニアクラブ登録人数についてです。

6月1日現在の行政区別のクラブ数は68クラブで、会員数は3,051人です。地区別の内訳は、石和地区が22クラブで893人、御坂地区が7クラブで440人、一宮地区が12クラブで429人、八代地区が5クラブで414人、境川地区が3クラブで140人、春日居地区が17クラブで625人、芦川地区が2クラブで110人です。

次に、シニアクラブと、スポーツ協会、文化協会との連携についてです。

スポーツの分野では、石和町や御坂町、境川町で、シニアクラブとスポーツ協会が連携してグラウンドゴルフやゲートボールなどの大会を開催しています。また、石和町で、シニアクラブが行うポッチャや囲碁ボールなどの軽スポーツ講習会等に、スポーツ協会の会員が講師として参加する活動を行っています。

文化の分野では、一宮町や八代町で、文化協会が行う文化祭に、シニアクラブの文化部が打ち合わせ段階から参加するとともにシニアクラブの会員が作品の出展などを行っています。

シニアクラブの中には、スポーツ協会や文化協会の会員になっている方もおり、互いに連携した取り組みが行われています。

今後も、高齢者が仲間づくりを通して健康づくりや生きがいづくりなどにつながるよう、シニアクラブとスポーツ協会、文化協会の連携を促進していきます。

次に、シニアクラブへの登録ポイント制度についてです。

現在、市では、健康的な生活習慣を身につけるきっかけづくりとして、国民健康保険加入者を対象に健康ポイントラリーを実施しています。これは、健診や健康教室などに参加することで10ポイントから20ポイントが付与され、50ポイントを集めた方に記念品をプレゼント

する事業です。今後は、シニアクラブへの登録がポイント対象となるよう検討していきます。

なお、市では、シニアクラブへの加入を促進するため、シニアクラブに対して、新規会員勧誘のための補助金を交付しています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

丁寧な答弁、ありがとうございます。

3点目のシニアクラブとスポーツ協会の連携について、ちょっとお聞きしたいんですけども、日本ソフトボール協会をはじめですね、山梨県ソフトボール協会もそうですけども、年代別のランクがありまして、40歳以上が壮年、50歳以上が実年、60歳以上がシニアと。シニアという名前が60歳からなって、各競技でもそんなふうに進んでいるかと思うんですけども、抵抗なく60歳になると、そのシニアクラブに入っていけるわけですね。また、文化協会のほうにおきましても、先ほど答弁にありましたとおり、各地区では文化祭などでもって非常に芸術的な活動をしているクラブがありますけども、お子さんたちを入れながら、70歳、80歳と活動しておりますけども、いろいろと衣装なんか着替えるそうですね、あれっというほど、お世辞でもないですけども、50代、60代に見えてしまう。だから本人たちにしてみれば、高齢者という感覚がですね、まるでなく、60歳そこそこでは、なかなか登録というものが少なくなっていくじゃないかと思っています。

答弁にもありましたように、これから、そういうポイント制もできるし、シニアクラブとのポイント制も考えていくということですけども、ぜひですね、スムーズな関係で、全国的な65歳以上というよりも笛吹市独特の、60歳以上はシニアクラブだよということが自然と皆さまに読み込まれて、各活動で入会できるようなスキームづくりというものも考えられると思うんですけども、いかがでございますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

神澤敏美議員の再質問にお答えしますが、その前に、ただいま、神澤議員がお尋ねになりましたシニアクラブというのは、いわゆる老人クラブのシニアクラブのことでしょうか。それともソフトボールのシニア、どちらのことを。お願いします。

○議長（古屋始芳君）

神澤君。

○7番議員（神澤敏美君）

全般的に、競技に対してでございます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

神澤議員の再質問にお答えいたします。

私もソフトテニスをしております。やはり、私も57になりまして、今、壮年2部とかというような言われ方をしております。各競技とも、もちろん老人というような言葉は使っておりません。60過ぎても元気に、私たちより10も20も上の人も元気よくやっていますので、意識改革としては、60過ぎても若くいられるというような呼び名だと思っております。

シニアクラブ等、体育協会、スポーツ協会とのつながりにつきましてはですね、また若いスポーツ協会を通じて、シニアクラブのほうにもつながっていけばよろしいかと考えております。これからもスポーツを通じて、若い気持ちを維持していただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神澤敏美君。

○7番議員（神澤敏美君）

苦しい答弁で申し訳ないですけども、皆さんともですね、誰もこれは迎えなくてはならない、非常に重要な問題だと思います。今、国際的な問題にフレイルというものになっていてですね、どうしても少子化のために高齢者が増えてくるということで、スムーズな活動をして、そのフレイルになる一歩手前でもって、やっぱし阻止しようということも、山梨県のほうでも一緒にあるし、国のほうでも一緒になって、このところ、そういう問題が重要視されております。私たちも先頭切つてですね、そういうものに、皆さん、入っていただいて、できるだけ地域の活動に参加しながらやっていきたいと思っております。どうも貴重な答弁、ありがとうございました。終わります。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問はありませんか。

（なし）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時30分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い岡由子君の質疑および質問を許可します。

1番、岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

笛政クラブの岡由子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1. 若年がん患者の在宅療養支援について。

先日、国立がん研究センターと国立成育医療研究センターは、小児や若年（AYA）世代が

ん患者のデータを集計し、20から39歳の若年がんの約8割は女性であったとの調査結果を公表しました。2018年から2019年に全国の拠点病院などの施設で診断を受け、治療を始めたAYA世代患者約5万8千人を分析しました。そのデータによりますと、AYA世代で多かったがんは、女性では乳がん34.2%、子宮頸がん・子宮がん25.4%、男性では結腸・直腸がんが28.1%、甲状腺がんが14.4%でした。

25歳を過ぎると飛躍的に増加し、30代の発症が約75%を占めています。女性の乳がん、子宮頸がん、子宮がんが増加することが要因です。

AYA世代のがんは、進学や就職と重なり、通学や就労支援の必要性とともに後遺症など長期的な支援が求められています。がんは、2人に1人が罹患する時代です。AYA世代の医療や終末期の在宅療養での費用の助成は、その必要性から広がりつつありますが、地域間の格差が指摘されております。40歳以上から適用される介護保険法サービスを受けられない若い方の場合、福祉用具の購入やレンタルの費用が自己負担となるからです。在宅療養で必要となる訪問介護料、訪問入浴料、福祉用具のレンタル料など独自に費用の助成を行う市町村が増えて一方、助成のない自治体との格差が生まれます。助成の内容は、自治体によりますが、月や年ごとに上限を設定している自治体が多いようです。

対象となる患者数は少ないものの、がんに罹患した若年患者が、住み慣れた地域で安心して暮らせる笛吹市であってほしいと思います。

以下、伺います。

- (1) AYA世代のがん患者支援について、本市の見解を伺います。
- (2) AYA世代のがん患者からの相談はありますか。また、その内容は。
- (3) AYA世代へのがん予防に関する活動はありますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、AYA世代のがん患者支援についてです。

AYA世代とは、思春期と若年成人の英語の頭文字をとったもので、15歳から39歳の世代を示します。

日本でがんと診断された全ての人のデータを国が一元管理する「全国がん登録」の、令和元年の都道府県版集計表を基に本市のAYA世代のがん患者数は、年間16人と推計されます。

この世代は、中学生から社会人、子育て世代へとライフステージが大きく変化する年代であり、就学や就職、結婚、出産、子育てなど様々な人生のイベントに直面する時期です。そのため、患者一人ひとりの状況に合わせた相談や支援が必要だと考えています。市では、患者やご家族から療養生活に係る相談にのり、状況を確認する中、主治医や学校等と連携を図りながら、利用できるサービスの紹介や調整などの支援を行っています。

次に、AYA世代のがん患者からの相談についてです。

今年3月にAYA世代のがん患者のご家族から在宅療養支援について相談がありました。また、4月には医療機関から介護用ベッドのレンタル費用助成について問い合わせがありました。

次に、AYA世代へのがん予防に関する活動についてです。

小学校や中学校、高等学校では、学習指導要領に基づき、病気の予防やがん教育について取り組むことになっており、市内の小中学校では、保健教育の授業の中で、がん教育を行っています。

また、国の方針に沿って21歳以上の女性を対象に子宮がん検診を行っています。

さらに、市が実施する幼児健診や市内子育て支援センターでは、子どもの保護者に対して、保健師ががんについての健康教育や、子宮がん検診の受診勧奨を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

分かりやすい答弁、ありがとうございます。

小中学生や高校生のがん教育への取り組み、あと21歳以上の女性を対象とした子宮がん検診など、若い世代への対応がされているということで大変喜ばしいことかと思えます。

たまたま今朝の山日新聞にも投稿があったんですけども、その中で、がん教育に関わる方の投稿でした。その方の投稿を読ませていただくと、石和南小でのがん教育のことが具体的に書かれており、先生方の対応を大変評価するものでした。本市がそういった対応を丁寧に行っているということの証かなと思えます。

再質問は特にはないんですけども、少し意見を述べさせていただければと思います。

子宮頸がんの検診の必要性もあるかと思えます。例えば、これからあります二十歳の誓いの会場ですとか、若者が集まる場所でもより一層の受診率向上に努めていただければと思います。

「AYAがん患者支援に係る各種助成制度の実施状況2022」によりますと全国1,741市町村の内訳では、制度を有する市町村の割合が医療用ウィッグ購入費用助成では23.3%、乳房補整具購入費用助成が20.7%、福祉用具購入レンタル費用の助成が12.7%、訪問介護費用助成が10.1%、ワクチン再接種費用助成が23.8%となっております。

本市の市民の方の要望も踏まえ、例えばですけども、医療用のウィッグの購入など、できる支援から取り組んでいただければ、よりいいのかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2. 森林環境譲与税の活用について。

森林の持つ公益的機能は、地球温暖化防止だけでなく、国土や水源の保全など国民にあらゆる恩恵をもたらすものであり、生命を守ることにつながります。その一方で、所有者の不明な土地や担い手不足となった課題もあります。

森林環境譲与税は、森林保全・維持管理をするとともに地球温暖化対策のため「パリ協定」の目標達成に向け、地方財源を安定的に確保することを目的に作られました。森林環境譲与税は、森林経営管理法に基づく新たな森林管理制度の施行と併せて令和元年度より地方自治体へ譲与されております。その用途は地方自治体に任されており、本市の森林面積は60%を占める中で、森林の整備や保全は重要な施策となります。

自然環境は、森林の働きによって支えられており、地球温暖化の緩和や気候システムの安定

化を図り、多様な生態系を維持しています。土砂災害を防止し、洪水の緩和や水質浄化を促すなど、多面的な機能を有しています。私たちの暮らしは、森林の恩恵のもとに成り立っていると言えるでしょう。

令和6年から課税予定の「森林環境税」は、国が課税する国税です。日本国内に住所のある個人に対し、1人年額1千円が徴収されます。その活用は、次世代へとつなげる環境保全のために重要なことです。

近年の異常気象では、台風等の風水害が森林環境保全の整備が遅れて甚大化したと思われる災害も増加しております。

森林環境譲与税の活用について、本市の取組を伺います。

(1) 令和元年度より譲与されている森林環境譲与税の執行状況は、どのようになっていますか。

(2) 令和5年度は、どのような保全・管理をしましたか。

(3) 令和6年度の保全・管理計画はどのようになっていますか。

(4) 山梨県や近隣市町村との連携した取組はありますか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

河野産業観光部長。

○産業観光部長（河野英明君）

岡由子議員の一般質問にお答えします。

まず、森林環境譲与税の執行状況についてです。

森林環境譲与税は、民有の人工林面積、林業就業者数および人口を基にした按分により、市町村や都道府県に譲与されるもので、森林整備、林業人材の育成、木材利用の促進等に関する費用に充てられます。

市には、令和元年度から令和4年度までに総額4,692万9千円が譲与されています。森林環境譲与税を活用した主な事業としては、市に管理を集積した人工林約2ヘクタールにおいて間伐などを実施したほか、事業の対象となる人工林の抽出、評価および整備手順をまとめた森林経営管理制度全体計画の作成などを行っています。

また、今後の森林整備事業の増加に備えて、笛吹市森林経営管理基金に1,046万3千円を積み立てています。

次に、令和5年度の保全・管理についてです。

本年度は、境川町藤袋、寺尾地内において森林整備のための集積計画を策定しているほか、芦川町鶯宿地内の人工林所有者に対して、森林整備への意向調査を実施しています。また、森林組合などの林業事業者が独自に実施する間伐や作業道整備等に対して補助金を交付し、森林整備の支援を行っています。

次に、令和6年度の保全・管理計画についてです。

令和6年度は、本年度に集積計画を策定した境川町藤袋、寺尾地内において間伐などを予定しています。

また、意向調査を実施した芦川町鶯宿地内における集積計画の策定や、新たに御坂町藤野木地内の人工林所有者への意向調査を計画しています。

次に、山梨県や近隣市町村と連携した取り組みについてです。

近隣市町と連携した取り組みはありませんが、山梨県とは、本事業の推進にあたって助言をいただくなど、連携を図っています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

岡由子君。

○1番議員（岡由子君）

丁寧なご答弁ありがとうございました。

具体的に境川藤壘での間伐ですとか、芦川の意向調査等、これまで、それから6年度の計画等、具体的にあるということで、金額としても令和4年度までに本市に譲与された金額が4,600万円以上あって、そのうち1,046万円余りが森林管理基金に積み立てていることなど、その使い道についても所有者の意向も大切ですので、そういった調査をしながら、より良い活用をしていただければと思います。

再質問ではなく、こちら意見とさせていただこうと思うんですが、林野庁の発表した令和3年度森林環境譲与税の取り組み事例集を見ると、本市の森林経営管理制度に基づく間伐の実施が掲載されております。執行率も約78%と全国の平均かと思います。現在の森林環境譲与税の譲与基準は、人口比率なので都市部に多く配分されております。森林面積の多い本市のような自治体により多く配分されるべきとの意見もあり、国は見直しを検討しております。

今後より多くの森林環境譲与税の配分が見込めるかと思っておりますので、より必要な森林の整備、保全に取り組んでいただければと思います。

以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、岡由子君の質疑および質問を終了します。

次に、通告に従い武川則幸君の質疑および質問を許可します。

6番、武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

笛新会の武川です。

通告に従い、笛吹市博物館（春日居郷土館）と笛吹市青楓美術館の統合について、質問をさせていただきます。

私ども市議会笛新会に青楓美術館があります一宮町の議員がいますが、都合により本会議での一般質問を差し控えることから、情報をいただく中で笛吹市の文化財施設の今後について、市の考え方をお尋ねいたします。

市内には、郷土の歴史、民俗、自然等に関する資料の収集、保管および展示などを行い、もって地域文化の向上に寄与するため、笛吹市博物館（八代郷土館、春日居郷土館）が設置されております。また、美術に関する市民の知識および教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため青楓美術館が設置されております。

青楓美術館は、故津田青楓画伯と親交のありました旧一宮町上矢作出身の歴史研究家、故小池唯則氏が私財を投じて、1974年（昭和49年）10月に開館いたしました。1984年（昭和59年）9月、同氏の遺族、財団法人青楓美術館理事長 小池節子（セツコ）氏から、土地、建物ならびに展示品160点余りが一宮町に寄贈されたものであります。

「故郷の人々に芸術を通して文化の楽しみを」「美術館を地域と文化の交流の場にした」との小池氏の思いに、青楓画伯も感動し共鳴、美術館建設に多大な協力をされました。また、青楓画伯のご遺族からの寄付も合わせて、高さ約2メートル1センチ、横幅約3メートル53センチのキャンバスに激しい風が吹き荒れ、大きな波が荒れ狂う様を描いた代表作「疾風怒濤」をはじめ、約700点を収蔵しております。

笛吹市博物館（春日居郷土館）と笛吹市青楓美術館の統合を、2025年度までに検討していますが、文化施設の統合については、様々な憂慮すべき事項がありますが、私も県の博物館行政に少し携わった経験から、次の点について質問いたします。

1として、青楓美術館は県下で最古を誇り、旧一宮町への寄贈であることから、現在地付近へ建て替えるべきと思いますが、統合推進に対する市の取り組みについてお尋ねをいたします。

2として、青楓美術館は寄贈者が、自然豊かなブドウ棚の中に建設し旧一宮町に寄贈いたしましたが、移転することについてご遺族の了承を得たのか、また、今後得るのかお伺いいたします。

3として、笛吹市立博物館と青楓美術館の設置目的に大きな違いがありますが、統合時の取り扱いについて、お伺いいたします。

4として、統合した場合、郷土館資料ならびに美術館資料の展示スペースが手狭に感じますが、増築工事などを検討しているのか、お伺いいたします。

5として、春日居郷土館はハザードマップの浸水想定区域内であり、自然災害が想定されます。美術品に対する、耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、温度および湿度の調整、通風の調整ならびに汚損、破壊および盗難の防止などを確保できるのか、お伺いいたします。

6として、現在、パンフレット等に、笛吹市春日居町郷土館・小川正子記念館と、表記されていますが、「小川正子記念館」の位置づけについて、お伺いいたします。

最後に、私自身は希望はしませんが、もしも統合した場合の、観覧料および使用料、休館日等の取り扱いについて、お伺いいたします。

以上、答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

武川則幸議員の一般質問にお答えします。

春日居郷土館と青楓美術館の統合についてです。

青楓美術館は、昭和49年に、小池唯則氏が美術館のなかった山梨県の人々に本物の美術品を見てもらいたいとの思いで、一宮町に設立し、昭和59年に当時の一宮町に寄贈されました。

設立から49年が経過し、建物の老朽化、館内が狭小でバリアフリー化ができていない、接道が狭いなどの課題を抱えています。

現状のままでは、収蔵作品をより大勢の方に楽しんでもらうことができないため、市では、小池唯則氏の思いを踏まえ、より良い環境で作品を保管し、より多くの方が来館し、鑑賞してもらえるよう、約700点ある津田青楓の作品の収蔵が可能であり、一度に大人数が入館できる春日居郷土館への展示収蔵機能の集約を目指すこととしました。

集約化に向けては、これまで、小池唯則氏のご遺族である小池節子氏も委員となっている笛

吹市美術館運営協議会や、笛吹市博物館運営協議会でご意見をいただけてきました。

運営協議会では、「青楓美術館の設立者である小池唯則氏のことを尊重してほしい」、「一宮地区で市民が絵画作品を発表できる場所がなくなる」、「ハザードマップで浸水想定地域にある春日居郷土館で作品を保管することは不安だ」などの意見が出されています。

個別施設計画において、文化施設の展示については、各施設に特色を持たせ、差別化を図ることを基本方針としています。現在、特定の施設の議論になってしまいましたが、本来は政策的な見地を含め、市内の文化施設の在り方について、総合的に議論する必要があると思います。

このような現状を踏まえ、今後は、本市の文化施設全体の在り方について、検討委員会などを設置し、検討していきたいと考えています。より多くの方に本市の文化施設を知ってもらい、展示品を鑑賞し、親しんでもらうため、それぞれの施設の役割を明確にした上で、施設のみならず、所有する土器、民具、書籍、美術品等の維持管理が行えるよう検討を進めていきます。

なお、小川正子記念館の現在の位置づけについては、春日居町の名誉町民第1号であり、ハンセン病患者の救済活動に生涯を捧げた医師の小川正子さんの功績を称え、後世に伝えるべく、春日居郷土館の敷地内に、小川正子さんの家を移設復元した小川正子記念館を併設して、「春日居郷土館・小川正子記念館」としているものです。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

先ほど、小池節子（ノリコ）氏の名前を間違えましたので訂正をさせていただきます。

ありがとうございました。私は7つの質問をしたわけですが、答弁の中で、1の統合推進に対する市の取り組みについて、3のそれぞれの設置目的に大きな違いがあるが統合時の取り扱いについて、4つ目の増築工事などについて、5の自然災害などへの美術品対策などについては、答弁で本来は政策的な見地を含め、市内の文化施設のあり方について、総合的に議論する必要がある、今後は本市の文化施設全体のあり方について、検討委員会などを設置し検討していきたいと、私、最も心配した2025年度までの春日居郷土館と青楓美術館の統合を取り下げる決定をしたと理解をしましたが、これを高く評価させていただきます。

伺います。

市内の文化施設全体のあり方を総合的に検討する必要があるため、改めて検討委員会を立ち上げて検討していくとの答弁がありましたが、検討委員会はどのようなメンバーをお考えか、伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

武川則幸議員の再質問にお答えします。

委員については、今後検討することとなりますが、社会教育や学校教育の関係者、各施設の関係者、学識経験者、市職員等を想定しております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

続けて伺います。

対象となる市内の文化施設とは具体的にどのような施設か、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

武川則幸議員の再質問にお答えします。

対象と考えている文化施設は、青楓美術館、春日居郷土館、八代郷土館、釈迦堂遺跡博物館のほか、旧小林家土蔵文化財保管庫などでございます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

武川則幸君。

○6番議員（武川則幸君）

多くの文化施設がありますが、それぞれの施設としての在り方について十分に検討し、市民の知識、教養の向上に役立つよう検討を願いたいと思います。

なお、春日居郷土館の資料において、笛吹市博物館条例施行規則に規定されていない祝日の翌日を休館日としていますが、教育委員会において検討されるよう望みます。

なお、ここで私の夢を語らせてもらえれば、同地域にある県道田中勝沼線に面しているJAふえふき一宮北地区統合共撰所、または同規模の敷地を市で買い上げて、青楓美術館を新築移転し、十分なスペースを確保した企画展示室を設け、県立美術館のバルビゾン派の絵画を借り受けて、開館オープン記念特別展を開催し、石和春日居温泉郷の観光宿泊者や市内の小中学生が大型バスで来て、青楓とミレーの作品を見比べて絵画や書の素晴らしさを体感してもらうことであります。

山下市長は、市長就任から現在までの7年間、借金にあたる市債残高を平成28年度690億円から令和4年度567億円に約122億円削減。貯金にあたる基金残高を平成28年度164億円から令和4年度196億円に約31億円増加。ふるさと納税寄附額について、令和4年度県内で3位、全国で50位の31億円超。「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて病児・病後児保育所「そらいろ」の開所、市立保育所完全給食化、子供すこやか部の創設など、様々な市民生活の向上に取り組んでこられました。これらは、市長の強いリーダーシップの賜物と思います。

市の文化施設全体のあり方について検討していく中でも、市長のリーダーシップに大いに期待するところであります。

私は長くサラリーマン生活を経験しましたが、今回の統合に関して、青楓さんは一国一城の主から間借り生活へと左遷されると感じているのではないかと考えてしまいます。大変さみし

く感じました。

終わりに、改めて青楓美術館については、故小池唯則氏、津田青楓画伯の設置時の思いに寄り添い、近隣の小中学生の郷土愛の醸成につながるよう、現在地周辺の旧一宮町地内への新築移転計画推進への方針転換を強く要望し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、武川則幸君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○10番議員（保坂利定君）

笛新会の保坂であります。

議会選出の監査委員という立場でありながら、地元議員でありますので、大変僭越ではありますが、地元議員ということで関連質問をさせていただきます。

私どもは、桃・ぶどう日本一と温泉の郷、この田園の中にある小さな小さな宝物、この青楓の美術館があることによって、地域の文化の交流はもとより地域の発展の向上であると考えております。一宮町住民はもとより、大変な青楓美術館の存在感というものは、地域の発展向上のために欠かせない存在だと認識をしております。できれば、私どもはこの青楓美術館の存在を未来に、将来永劫、存続してほしいと願うものであります。

しかし、総合政策部長の答弁でありましたように、個別施設計画の中で大きな課題があります。これは私どもも十分認識はしております。今後どうしていくかということでありますけれども、個別施設計画の中で総合的に検討委員会を設置して、議論をしていくんだという答弁であります。

私が思うには、青楓美術館には運営委員会があります。教育委員会は絶えず管理運営に関わってきていただいて、この運営委員会と長らく議論を交わしていただいたけれども、この運営委員会には長らく運営に携わってきた学芸員さんをはじめ地元の区長さん、それからご遺族のご親戚の方も在籍しております。個別計画の中で検討委員会設置、総合的に議論していくのは結構ですけれども、この統合問題はできるだけ運営委員会の意見を尊重してほしいと思います。

ということで、関連質問ということではありますが、ぜひこの運営委員会と、今まで関わってきた教育委員会をはじめ個別施設計画の担当であります総合政策部がですね、3者の中でこれからどういう方向に進んでいくのか、改修が可能なのか、財政状況が厳しい中で難しいということであれば、さあ、移転、移設、どうしたらいいのかと、これを十分議論していただきたいと思っておりますけれども、この検討委員会をはじめ運営委員会の協議の場に積極的に個別施設計画の担当である総合政策部が加わっていただいて、議論が可能なのか、このへんのしっかりした方向性をつくるためにぜひ必要だと思っておりますけれども、そのへんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（古屋始芳君）

答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

保坂利定議員の関連質問にお答えします。

個別施設計画全般を所管する総合政策部として、運営協議会にお伺いして、委員の皆さまのご意見をお聞きしたいと考えております。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

市長が答弁を求めていますので、市長の答弁をお伺いします。

○市長（山下政樹君）

大変貴重なご意見、ご議論をいただきまして、大変どうもありがとうございます。

私、市政7年目、迎えさせていただいて、とにかく市民の幸せ、また安心ということが、どこの市でも当たり前のことですが、必要なことでございますし、市民の反対することをですね、強引に持っていくなんていうつもりは毛頭ございません。

ただ、われわれとしても当然のごとく計画をつくって、皆さま方にお見せしたわけですからね。われわれが勝手に作ったわけじゃないですよ。議会の一応ご了解をいただいた中で、個別計画をつくって、それを一つひとつ進めていきたいと思いますということなわけです。ただ、当然のごとく計画は計画ですから、実際、具体的に皆さん方といろいろな具体的な議論を詰めていく中で、当然、市内の皆さんからいろんなご意見もある、また議会からもいろんなご意見をしっかり踏まえた中で結論を出していこうというふうな民主的なやり方で、非常に進めさせていただいておりますので、今回のご意見もですね、しっかり、十分、教育委員会から運営委員会の皆さまのご意見というのは、私、全て聞いておりますので、十分、その中の意見も反映させながら、総合的に、最終的に判断をしていく、そういう方向付けに、もう一度、原点に立ち戻りましょうということでございますので、なんかあまり、物を下げてしまったとか、そういうことではなくて、あくまでも原点に立ち戻って、今、青楓さんだけが非常に議論にのぼっておりますので、笛吹市には先ほど言ったように八代にもいろんな郷土館がありますので、これを全て、もう一度、テーブルの上に並べて、そして何が本当にいいのかということを検討委員会をもって、これから検討させていただいて決定していきたいということでございますので、ぜひともご理解を賜ればと思います。どうもありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問はありませんか。

保坂利定君。

○10番議員（保坂利定君）

大変、貴重な答弁を、前向きというか、基本的な考え方をお聞きして大変ありがとうございます。私も地元の議員としてですね、しっかり運営協議会の意見を聞きながら議論をしてみたいと思いますので、ぜひまた市のほうも寛大なる対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い落合俊美君の質疑および質問を許可します。

2番、落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議長の許可をいただきましたので、通告によりまして2問、質問を行います。

清心会の落合です。

最初に、A I デマンド交通について伺います。

高齢者など交通弱者をはじめとする利用者のニーズに応え、地域の実情に即した効率的な公共交通ネットワークを構築するため、公共交通政策のマスタープランとなる笛吹市地域公共交通計画の実施について、伺います。

現在笛吹市の交通手段として、市営バスとして一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バス。デマンド交通としてみさかルートとふじみルートがあり、その他自主運営バスと民営路線バスがあります。交通手段のない市民にとりましては、欠かすことのできない公共交通事業だと思えます。このほかには、運転免許証自主返納支援事業、タクシー券の交付、高齢者外出支援助成事業、タクシー助成、福祉タクシーを実施しており、民間タクシーやJ Rも含め交通弱者の足の確保はなされていると思えます。

しかし、循環バス、デマンド交通等の利用者は年々減少傾向をたどっており、その存続が危ぶまれている一方で、高齢化の進行により公共交通の重要性は、なお一層高まっております。

そこで今後は「ハートフルタウン笛吹」の基本方針の1つである「幸せ実感100年続くまち」に向けた具体策として公共交通ネットワークの再編を図るため、既存の公共交通からA I を活用した事前予約型乗り合い交通、いわゆる「A I デマンド交通」に見直し、市内全域に整備することは市民の足の確保に重要だと思えます。この事業の趣旨を多くの市民の皆さまに理解していただくため、以下質問をいたします。

(1) 最近横文字、またカタカナの事業が多く高齢者には理解できない方もいると思えます。A I デマンド交通とはどういうことか、また現在の市営バスとの違いを伺います。

(2) 地域公共交通計画では市営バス、デマンドタクシー等を廃止し、市内全域にA I デマンド交通を運行することになっていますが、A I デマンド交通を導入することのメリットを伺います。

(3) 市内公共交通にかかる市負担額とA I デマンド交通にかかる費用との比較は。

(4) A I デマンド交通の導入にあたり、12月から対象地域で説明会を行うと伺っていますが参加できない高齢者や交通弱者への説明はどう考えているか、伺います。

(5) 現在の利用状況を見ると通勤、通学、買い物、通院での利用が多いです。地域公共交通計画によるとA I デマンド交通の車両台数は、令和6年1月に3台、令和7年4月に5台、令和8年4月に6台体制を想定していますが、車両が不足する場合の対応について伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

落合俊美議員の一般質問にお答えします。

まず、A I デマンド交通の概要、導入のメリットについてです。

A I デマンド交通は、時刻表や運行ルートを決めずに、利用者からの予約に応じて、人工知能であるA I が最適なルートを考えながら、停留所間を乗り合って運行する新しい交通システムです。既存の市営バスやデマンドタクシーと違い、時刻表や運行ルートが決められていないため、利用者は、好きな時間に行きたい場所まで自由に移動することが可能です。

利用者登録や事前予約は必要となりますが、乗客のいない車両が走行することがないので、環境にもやさしく、利用ニーズに応じた効率的な運行が可能となります。

停留所は、実証運行段階で183カ所に設置する予定で、運行区域を市内全域に拡大する際には約600カ所まで増設する計画です。これにより、これまで公共交通を利用できなかった方も利用できるようになると考えています。

また、これまで地域ごとに分断されていた公共交通網が再編され、一つにつながることで、地域間の移動がしやすくなることも大きなメリットとなります。

次に、現在の公共交通にかかる市負担額との比較についてです。

市で運行しているデマンドタクシー、一宮循環バス、境川巡回バス、芦川バスおよび自主運営バス「奈良原線」の運行に要する市負担額は、令和4年度実績で約4,300万円です。

これらの公共交通に代わり、A I デマンド交通を市内全域に整備した場合の市負担額は、運賃収入、国県補助金など流動的な要素はあるものの、約5,400万円を見込んでいます。

次に、高齢者や交通弱者への説明についてです。

A I デマンド交通を一人でも多くの方に利用していただけるよう、12月11日から、運行区域にある41行政区の全ての公民館に伺い、利用登録や乗車予約の方法を分かりやすく、丁寧な説明する機会を設けます。

これに参加できない高齢者や障がい者などの交通弱者への対応としては、利用方法を分かりやすく解説したパンフレットを対象地域に全戸配布するほか、地域の支援者である民生委員や福祉関係の事業所などにも積極的に利用方法の説明や協力の依頼をしていきます。

次に、車両が不足する場合の対応についてです。

運行開始後の利用状況により、希望する時刻に乗れないことが常態化するような場合は、車両の追加を検討します。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

答弁に基づきまして、再質問させていただきます。

利用者は、利用者登録や事前予約が必要という答弁でございましたけれども、利用者登録や予約ができる期間と方法について、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

落合俊美議員の再質問にお答えします。

利用者登録は12月11日から受付を開始し、市役所本庁および御坂、八代、芦川の各支所の窓口で受け付けるほか、電話、郵送、FAX、スマートフォンのアプリ、LINEなどから登録することができます。

乗車予約は、利用する日の1週間前から利用の直前まで受付を行い、電話、スマートフォンのアプリ、LINEから予約することができます。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

先ほど、停留所の話がありましたけれども、停留所は実証運行段階で183カ所を予定していると。そして運行区域を市内全域に拡大した際には、600カ所という答弁でございました。

600カ所はどのような場所を想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

落合俊美議員の再質問にお答えします。

停留所は公民館や広場など、地域の皆さんが利用しやすい場所を中心に各行政区のご意見も伺いながら設置場所を検討します。

また、目的地としての利用が想定される駅、公共施設、医療機関、金融機関、スーパーマーケットなどにも設置を予定しています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

それでは、ちょっと意見を言わせていただきます。

今回、配布されました広報ふえふきで、AIデマンド交通の導入について、分かりやすく記載されていると思いますので、ぜひ市民の皆さんは一読していただきたいと思います。

AIデマンド交通の導入は、令和6年1月より御坂町西部、八代町、芦川町が実証運行が行われ、令和7年4月より本格運行、また同じく令和7年4月より石和町中央地区、東部地区、西部地区、御坂町東部地区、春日居町、そして令和8年4月より一宮町、境川町に本格運行により市内全域にAIデマンド交通の導入となり、それぞれ事前に周知、PRを行うということ

でございますけれども、多くの方に利用していただくには、利用者、いわゆる市民の皆さまに事前に内容を理解していただくことが重要だと思います。

答弁の中にありました利用方法を分かりやすくした、解説したパンフレットの配布、そして支援者である民生委員さんや福祉関係の事業者の協力を得て、利用方法の周知をお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、市民の健康管理関係について、お伺いをいたします。

3年余にわたり、コロナウイルス感染症に大変な思いをしてきました。5類に移行され、落ち着いてきたとは思いますが、最近ではインフルエンザが猛威を振るっています。笛吹市内におきましても、小学生と中学生に多くの感染者が出ています。今後、一段と寒さ厳しくなりますので、体調には気を付けていただきたいと思います。

さて、衣食住という三文字熟語がありますが、人が生活していく上で欠かせない三大要素と言われています。確かに生活していく上で大切なことだと思います。

では、衣食住が完備したなら、次はなんでしょうか。いろいろな考えがあると思いますが、私はまず健康だと思います。

日本人の死亡の5割は、がんや心臓病、脳卒中など生活習慣病だと言われております。がんは昭和56年ごろから死亡原因のトップであり、がんによる死亡者は30万人を超えているといわれています。生活習慣病の予防と病気の早期発見、早期治療が重要となります。それには各種健診の必要性の認識と受診率を向上させる必要がありますので、市民の皆さまの健康管理について、以下お伺いをいたします。

(1) インフルエンザの対策は、どのようにしていますか。

(2) 笛吹市が実施している健診事業について、お伺いをいたします。

アとして、国民健康保険に加入している40歳から74歳の特定健診対象者は何人いますか。

イ. 昨年度実施した特定健診の受診率と、昨年度の助成合計額はいくらでしょうか。

ウ. 特定健診の受診率向上に向けた取り組みは。

エ. 健診結果に基づいた食事指導など、保健指導はどのようにしておりますか。

オ. 健診結果、精密検査が必要になった場合、市と医療機関の連携はどのようになっているのでしょうか。

(3) 満75歳の誕生日から国民健康保険、各種健康保険、共済組合保険等から自動的に後期高齢者医療制度となります。後期高齢者の健診事業について、以下、お伺いをいたします。

ア. 後期高齢者の健診対象者は何人でしょうか。

イ. 後期高齢者を対象に行っている健診の種類と、昨年度助成合計額はいくらでしょうか。

ウ. 健診の結果からみえる笛吹市の後期高齢者の健康課題と課題に対する対策は。

エ. 県内の自治体の中で後期高齢者人間ドック検診の助成を行っている市は。

オ. 今後、後期高齢者人間ドックを実施し費用の助成を行うことを検討しているか。

以上、お伺いをいたします。

○議長 (古屋始芳君)

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

落合俊美議員の一般質問に、通告に基づきお答えをさせていただきます。

まず、インフルエンザ対策についてです。

季節性インフルエンザは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための基本的な感染対策により、令和2年から大きな流行がなかったため、社会全体のインフルエンザに対する集団免疫が低下していることが考えられます。そのため、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、行動や生活様式が変化したことで、今シーズンは全国的に感染が拡大しています。

市民の皆さまには、感染予防策や予防接種等について、市の広報紙やホームページで周知しています。

保育所では、「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った予防、感染拡大防止策等をとっています。市内の保育施設においてインフルエンザが発症した場合は、各施設に対し、情報提供と注意喚起を行うほか、手洗い、うがい、消毒等の感染対策を徹底します。

市内小中学校では、県の指導により、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に、毎朝、児童生徒の健康観察を行い、健康状態を把握するとともに、うがいや手洗いを徹底しています。また、保健指導でインフルエンザの予防について学習しているほか、各家庭には学校だよりや保健だよりを通じて注意喚起を行っています。

予防接種については、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者と60歳から64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人を対象に、費用の一部として2,500円を助成しています。

次に、市が実施している健診事業についてです。

国民健康保険に加入している40歳から74歳の特定健診対象者は、4月1日現在、1万1,886人です。

昨年度実施した特定健診の受診率と助成合計額については、昨年度の受診者数は5,084人で、受診率は42.77%、助成合計金額は6,223万1,773円でした。

特定健診の受診率向上に向けた取り組みについては、2月に特定健診の希望調査を全戸に郵送し、健診の必要性と次年度の実施方法について周知しています。また、過去に市の健診を受けたことがあるが、希望調査の返信がない方と、受診の希望をしたが受診を確認できず、受診券の有効期限が近づいている方に、通知による受診勧奨を行っています。市の広報紙やホームページでも周知を行い、受診率の向上に努めています。

健診結果に基づいた保健指導については、集団健診は、健診結果に応じて市が個別に精密検査の受診勧奨および生活習慣の改善のための食事指導と保健指導を行っています。

個別健診や国保人間ドックは、健診を受けた医療機関が結果を返却し、必要な指導を行っています。

また、食事指導と保健指導は、特定保健指導や糖尿病予防教室、腎臓病予防教室、血管いきいき教室においても行っております。

精密検査が必要になった場合の市と医療機関の連携については、集団健診の結果、精密検査が必要となった受診者に対しては、結果説明会において健診結果と精密検査の必要性について説明し、医療機関宛ての精密検査依頼状を渡して受診勧奨を行っています。精密検査を受けた結果は、医療機関から市にフィードバックされます。

個別健診や国保人間ドックでは、健診医療機関から受診者に健診結果の説明と精密検査の受診勧奨を行っています。また、市からは、健診医療機関に対して、精密検査結果の追跡や検査結果を市へ報告するよう依頼をしています。

次に、後期高齢者の健診事業についてです。

後期高齢者の健診対象者は、4月1日現在1万1,056人です。

後期高齢者が対象の健診の種類と、昨年度の助成合計額については、対象となる健診は、集団健診と医療機関で行う個別健診の「健康診査」、「がん検診」、偶数年齢を対象に山梨県歯科医師会加入歯科医院で行う「歯科口腔健診」の3種類です。

令和4年度の助成額の合計は、健康診査が1,419万3,073円、がん検診が1,331万7,694円、歯科口腔健診が393万1,480円です。

後期高齢者の健康課題と対策については、後期高齢者の92%が医療機関で生活習慣病の治療を行い、主治医の定期受診の中で適切な検査を受けていますが、健診の結果が改善しない高齢者が多いことが課題です。

その対策として、重症化を予防するために管理栄養士派遣事業を実施して、主治医と連携を図りながら食事指導が受けられる体制を整えています。また、高齢者の生活習慣病の重症化予防とフレイル予防のために、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化事業に取り組み、健康寿命の延伸につなげています。

後期高齢者人間ドックに助成している県内他市は、甲府市、山梨市、甲斐市、南アルプス市、上野原市、中央市の6市です。

後期高齢者人間ドックの費用助成の検討については、国や後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者の多くが生活習慣病で医療機関に通院している状況から、主治医と連携した取り組みを推奨していますが、市には、後期高齢者人間ドックへの助成を望む声が多く寄せられているため、助成を行うことについて検討しています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

議会では、質問は3問までと決まっております。AIの関係で2問、質問を終えておりますので、これが最後の質問になりますが、直接、山下市長にお伺いをさせていただきます。

本件につきましては、他の議員も質問し、後期高齢者に施設での人間ドック健診について、費用の助成を要請しております。私も令和3年第4回議会で、後期高齢者の施設人間ドック健診での費用の助成について質問をいたしました。その際の部長の答弁は「助成は考えていません」ということでした。今年度、第1回の定例議会で、神宮司議員が質問したときの際の答弁は「今後、助成の必要性を検討する」との答弁でした。今回の私の質問での部長の答弁は「助成を行うことについて検討いたします」という答弁で承っております。私としましたら、一歩も二歩も前進をしたというふうにとらえさせていただいております。

75歳ならまだまだ働き盛りといっても過言ではないと思います。もっともっといろんな立場で頑張ってくださいと思います。長年、社会に貢献してきました後期高齢者に今後、施設人間ドックの費用助成について、山下市長の考えをお伺いいたします。

○議長（古屋始芳君）

それでは、市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

大変力強い、エールのようなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、詳しく落合議員のほうからですね、だんだん人間ドックの助成に向けて、進んでいるのかなというふうなご意見もいただきました。われわれ、これしっかり、答弁をつくる時には、私、含めて、当然のごとく細部に向かっても細かくですね、やっておりますから、当然、認識はしております。この件については、

来年度の当初予算、もうすでに予算編成も始まっておりますし、皆さん方のいろんなご意見も伺っている、また議会のほうのですね、ご意見もいただいておりますので、しっかり検討してですね、来年度予算、どういう形になるか、まだはっきりしたことは言えませんが、大いに検討していきたいというふうに考えておりますので、一つまたご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

落合俊美君。

○2番議員（落合俊美君）

ありがとうございました。大いに期待させていただきたいと思います。

本件につきましては、多くの後期高齢者の方より要望があり、今回、再度、私はこの件について質問をさせていただきました。

できる限り早い時期に導入をしていただき、施設での人間ドック健診を受診し、健康で働き、笛吹市の更なる発展に寄与していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、落合俊美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い神宮司正人君の質疑および質問を許可します。

8番、神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

笛新会の神宮司正人です。

まず、質問に入る前に新型コロナウイルス感染症が、大勢の医療関係者のご努力によりまして、ようやく落ち着きを見せてまいりましたが、昨今、また再流行の兆しもあるとか、このところ、またインフルエンザ、マイコプラズマ等の再感染の流行によりまして、各学校で学級閉鎖等、子どもたちが気の毒になりません。

目には見えないウイルスとの戦いの時代に世界中が入ってしまっているとも思いますが、同時に尊い命が失われる戦争の恐怖、一日も早い世界の平和と安定を願いつつ、質問に入らせていただきます。

まず1問目、芝生グラウンド早期実現に向けてであります。

本年3月、「芝生グラウンド整備基本計画」が本市議会に提示されました。日帰り温泉「みさかの湯」南側にサッカーおよびラグビー競技用の人工芝グラウンドを設けるもので、市議会の全員協議会で市から基本計画の内容を説明されました。

今後は住民説明会、地権者の説明会を順次開催し、4年後の2027年度中の供用開始を目指すといいました。

それによりますと、敷地面積は約6万平方メートル、サッカー用2面とラグビー用1面の人工芝グラウンドを設置するほか、その他施設を含め総事業費の試算は約37億円（施設整備費約25億3千万円、年間の維持管理費は約2,500万円）と想定され、国の交付金、補助金活用、また、本市の負担分は「ふるさと納税による寄附金を充てる」としております。

この間、市内の多くのスポーツ団体等からの芝生グラウンド設置の要望を受けて、2021年10月から「芝生グラウンド整備基本計画検討委員会」を設置して、その必要性、予定候補地等の選定を含め、昨年、市に答申がなされました。

それを受けまして、市は基本計画を策定し、総合的見地から「みさかの湯周辺南側」を予定候補地と選定をいたしました。そして、2025年度中の着工と2027年度中の完成を目指すといいました。

サッカースポーツ少年団の保護者を含む、各種スポーツ団体や高齢者のグラウンドゴルフ等愛好者の切実な希望を出来るだけ早く実現し、安全で安心、しかも安価で多くの市民が活用し楽しんでいただける、そんな芝生のグラウンドを一日でも早く提供することを望む立場から質問をさせていただきます。

まず1点目、市は市民全体への説明会を本年度、数回実施されましたが、日時、実施回数、出席者数および出された市民からのご意見等は、どうであったのか。

2点目、グラウンドゴルフ愛好者の方々の中には、競技は人工芝グラウンドで行うことを大いに期待している方がいらっしゃいますが、それは可能でしょうか。

3点目、地権者への説明会が10月開催されたようですが、地権者からの要望や意見はどのようなものであったのか。

4点目、以前、私どもに配布された「芝生グラウンド説明会等予定表」によりますと地権者への説明が市の全体市民への説明会、御坂町区長会および国衙区役員会の説明よりも遅くなっていました。その理由は何か。

5点目、計画実現には地権者のご理解が大変重要であると考えますが、その見通しはいかがでありますでしょうか。

6点目、2027年度中の完成と供用開始を予定していますが、その予定は変更ないものと考えてよろしいのか。

最後に7点目、計画地が予定どおりの用地収用が不可能となったときは、他の用地への変更はあり得るのか、またどの時点で判断をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、市民説明会の参加者数と意見についてです。

全市民を対象とした多目的芝生グラウンド整備基本計画の説明会は、令和5年8月24日および25日の2日間、いずれも午後7時から8時30分まで、いちのみや桃の里ふれあい文化館で行いました。参加者は、24日が161人、25日が137人で合計298人でした。

市民の皆さまからは、早期の整備を望むご意見、整備費用や財源、地権者への対応、導入する人工芝の選定、環境への影響などに関するご質問のほか、整備に係る財政負担を減らしてほしい、身近な市民生活の充実に税金を使ってほしい、農地の保全を図ってほしいといったご意見も出されました。

次に、グラウンドゴルフでの利用についてです。

公益社団法人日本グラウンドゴルフ協会の認定コース規程第2条では、コースは芝、人工芝、土、砂いずれでも可能としています。

多目的芝生グラウンドの整備に当たっては、グラウンドゴルフでの利用も想定する中で、導入する人工芝を検討していきます。

次に、地権者説明会で出された意見についてです。

整備候補地の地権者の皆さまおよび耕作者の皆さまを対象とした説明会は、令和5年10月17日、午後7時から8時20分まで、学びの杜みさかで行いました。地権者23人のうち、参加した地権者は20人で、参加人数は地権者、耕作者合わせて25人でした。

参加者からは、土地の補償、代替地の契約方法、いつまで耕作できるのかといったご質問が出されました。また、地権者への説明会の開催が遅い、整備には反対といったご意見のほか、災害時の拠点としての活用を検討してほしいなどのご意見が出されました。

次に、地権者説明会の開催時期についてです。

市では、地権者説明会は、市民説明会をはじめ、御坂区長会、国衛区の役員会で計画を説明したあとに、開催することとしていました。

地権者の皆さまへの説明会も市民説明会と同時期に開催することを予定していましたが、国衛区の役員の方々と相談する中で、開催時期については、農作業が一段落する10月以降が望ましいというご意見があったことから10月17日に設定しました。

次に、地権者の同意についてです。

多目的芝生グラウンドを整備するにあたっては、何よりも地権者の皆さまのご同意が必要不可欠です。

現在は、地権者説明会等で出されたご意見を踏まえた上で、地権者の皆さまのご理解がいただけるよう個別に交渉しているところです。

次に、供用開始、用地取得ができない場合についてです。

反対を表明されている地権者の方と交渉を重ねてもご同意をいただけない場合は、計画の見直し等についても検討することとなります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。答弁を聞いて、当初予測していたお答えとは180度違うようなことで、僕は内心びっくりしています。

あと、どういうふうに対応してよろしいのかあれですけど、総合政策部長の答弁にありましたようにですね、用地の取得には何よりも地権者の理解とご協力、これが第一で必要不可欠なのに、どうして地権者の説明が最後になったのかというところで、地元の区の役員さんと相談した結果、秋のほうがいいというふうなことだということでしたが、私はですね、3月議会で本年度予算を、調査費が計上されて、賛成多数で決まってしまった。その折、市は直ちに地権者に、10数名程度には丁寧な説明をお願いしてほしかった、するべきではなかったかというふうに考えています。

あるいは建設用地を選定し、プランを発表する前でも事前に対応と市の方針は、まず最初に地権者にしている、行動を起こすべきではなかったのではないのでしょうか。地権者の声として、私に聞こえてきますのは、市は勝手にグランドデザインをしてですね、市民への説明はするけれども、一番肝心なわれわれへの説明をどうして一番最後になるんでしょうかというふうなことが耳に入ってまいります。

以前、12年前の多機能アリーナの問題のとき、この地権者からの反対は、私はなかったように思っています。残念ながら、お聞きしますところ、本計画では数名の方が反対をしている。耕作者の理解をいただくには、並大抵ではございません。

このたびの候補の予定地から、ほど近い場所に甲府から本市に移転をしてきました民間自動車の関連企業でさえ、あれだけの広大な土地、約5万平米でしょうか、その用地を取得するためには、地権者への説明と協力依頼、地元の行政区へのご理解と、またお願い、用地取得までには並々ならぬ努力と時間を費やしたようにお聞きもしております。

そこで再質問させていただきます。

理解をいただくために、地権者への説明は、特に反対者には交渉を重ねるとのことでございます。全地権者には用地交渉を含めた説明を、まだされておらないと思いますが、今後どうされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

整備候補地の測量等を行い、事業を具体的に進めていくためには、地権者すべての方のご同意が必要です。まずは、反対を表明している地権者の方のご同意に向け、交渉を行い、その結果を踏まえ、ほかの地権者の皆さまへの交渉を行っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。反対される方のところへとりあえず行くというふうなこと、これからということですね。

まず、今後、予定地の早期取得がなかなか困難であるとするなら、先ほどの質問の最後でお答えになりましたように、本計画はなかなか進展してまいりません。順調に予定どおりに進捗

しても、4年がかかってしまう計画も順調にいかねばですね、8年も10年も、あるいはそれ以上もかかってしまうおそれもあるのではないかと、私は危惧をしているところでございます。

今の候補地から大転換をしてですね、当初、われわれ議会でも要望しておりました現在ある既存の公共施設の活用です。例えば当初、市は浸水地域にあるので、不可能とした清流公園付近、このへんの用地の買い上げ費を活用すれば、約4分の1は節減できるのではないかと。浸水地域であってもグラウンドとして活用している自治体が日本全国には、いっぱいあると思います。そこにはスコレーセンターもありますし、中学校もあります。浸水地域であるため駄目となると、これらの施設さえ否定することになります。

または、花鳥の里スポーツ広場です。ここならサッカーコートは2面、確保できます。2面分の用地の買収費が不要と考えます。これらを活用することへのシフトチェンジはいかがでございましょうか。そのメリットとしまして、世界農業遺産に登録された市内最大の優良農地に市が手を付けることなく、できます。市民からの反対運動も出ないであろうこと、そして早く方針転換することによりまして、予定どおりに近い工程でグラウンドの完成が期待できますこと、そして何よりも大幅に工事費の削減が可能で、余剰費は少子化対策、あるいは高齢者費用等に活用できることもございます。

そして市に協力したいが、改植も、植え替えですね、したいというふうなことを思っている農家の方にも、迷いを払しょくできます。ほかにも利点があると思いますが、以上からもう一度、再質問をさせていただきたいと思えます。

冒頭のお答えで、地権者に同意をいただけない場合、計画の見直し等について検討をするとの答弁でございましたが、子どもたちや市民の皆さまへのために早期に計画を変更するべきと考えますが、いかがでございましょうか。これは市長に、できたらお答えを願いたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神宮司正人議員の再質問にお答えします。

現在、多目的芝生グラウンドの整備に向け、地権者の皆さまにご理解をいただけるよう、個別に交渉している段階でございます。

交渉を重ねてもご同意いただけない場合には、計画の見直しも検討します。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

神宮司議員からご指名でございますので、一応、お答えをさせていただきます。

基本的には今、総合政策部長がお話したとおりですね、当然、これはずっと言っていることです。とにかく地権者が全てですというふうに、ずっと言ってきています。ご同意いただければ、当然、見直しをするのは当たり前の話ですから。だから、われわれとしてみれば、確かに方向転換をしたとかということではなくて、まず、とにかくきちっと地権者の皆さまに向

き合って、その上で最終的に、先ほどちょっと8年も10年もなんて、そんな、とてもじゃないけど、そんなにやるつもりもございませんので、当然のごとく、きちっとお話をした上で、できるだけ早いタイミングで結論を見いだしながら、当然のごとく、先ほどちょっと青楓の話もさせていただきましたけれど、要するに、あくまでも計画をつくった、これもずっと言っています、構想をつくって、計画をつくったんです。で、皆さん方に具体的にお示しをして、そのときに、その計画があまりにも抽象的であれば、当然、議論にならないから詰めた段階で、皆さん方に見していると、ご議論くださいということでございますので、方向的に、やってみることというのは、そんな変わらないんです。きちっと、民主的に当然のごとく最終的には、皆さん方のご意見が、それは造るべきではないだろうかとか、こういうふうに変えたほうがいいとか、そういうふうなことがあれば総合的に当然、方向転換というのをしっかり考えながら進んでいきたいというふうにご考えておりますので、先ほど答弁申しましたように、今後しっかり検討してまいりますので、一つよろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

ありがとうございます。ここはしっかり交渉をして、思い切って、駄目なときは、先ほども申されましたが、もう一度、原点に立ち返って、用地の選定等を含め、しっかり議会ともコンセンサスを取りながら、再検討することを切望いたします。

おそらく、この芝生グラウンドを造ること自体は、反対の議員さんはこちらのほうにもいらっしやらないと思います。遠回りしたようでも、急がば回れということもございますので、ぜひ検討していただきたい。できるだけ早く、私自身も芝生グラウンドが整備され、希望する市民の方々に一日も早い完成を目指してですね、安全で安心して市民の活用する姿を思い浮かべながら、次の質問に入らせていただきます。

次に、ふるさと納税県産ブランド返礼品について、お伺いをいたします。

1月23日付けの新聞報道によりますと、県と県内市町村がふるさと納税返礼品として扱っております県内の果実、特にシャインマスカットに粗悪品が混入しているとのクレームが多数寄せられているとの事案がございました。

寄附者からのクレームの内容は、「実が傷んでいた」、「果実が小さい」、「果粒が脱粒状態であった」などのコメントが寄せられていたとのことでございます。

そこで、お伺いをいたします。

クレームに対する県の調査によりますと、前述のようでありましたが、本市の状況はいかがでしょうか。

2点目、返礼品の中では人気のシャインマスカット等の発注先はどのようにして決定し、検品等の対応はどのようにされておるのか。

3点目、県が開発した新ブランドであります「サンシャイン・レッド」、これは将来今までのシャインマスカットと抱き合わせることで、彩り鮮やかな返礼品として人気が高い商品になることが大いに期待をされるところでございますが、市でこの活用方法をどう考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、本市におけるクレームの状況とその対応についてです。

今年度、本市が、ふるさと納税の返礼品として提供した果実、15万4,516件のうち、クレームの件数は569件で、割合は0.37%です。

クレームの主なものとして、桃については、傷みや核割れに関すること、シャインマスカットなどのぶどうについては、傷みや脱粒に関する意見が多く寄せられており、特にシャインマスカットは人気が高い分、クレームも多い傾向にあります。

寄附者からクレームを受けた際の対応は、返礼品の状況を写真で確認し、提供事業者に聞き取りを行います。その上で、返礼品として適切でないと判断した場合は、速やかにお詫びの連絡を行い、代品を送っています。

次に、シャインマスカット等発注先の決定および検品等の対応についてです。

シャインマスカット等を返礼品として提供する事業者は、国の地場産品基準に適合した果実を提供できるか、安定的に高品質の返礼品を提供できる体制が整えられているかなどを審査した上で、返礼品登録事業者として認定しています。

市では、事業者に対して、「笛吹市ふるさと納税寄附金のお礼の品募集要項」の規定に基づき、市場に流通する品と同程度の品質を確保するよう指導していますが、担当者が返礼品を検品することはできていません。

このため、JAにも協力をいただく中で、ガイドラインの作成や検品体制の整備を早急に進めるとともに、県が設置を進めている協議会にも積極的に参画し、返礼品の品質向上に取り組んでいきます。

次に、サンシャイン・レッドの出品についてです。

サンシャイン・レッドは、ぶどうの新たな品種として、人気の返礼品となる可能性が高いと考えます。

現在、本市の返礼品登録事業者のうち、サンシャイン・レッドを取り扱っている事業者は1社で、来年度に発送する先行予約分として、寄附の申し込みを受け付けています。

今後、取り扱い事業者が増えることも予想できることから、シャインマスカットとの詰め合せの品を企画するなど、事業者と連携を取りながら、魅力ある返礼品の充実を図っていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○8番議員（神宮司正人君）

部長にはたびたび、ご説明ありがとうございます。お疲れのところすみません。

お答えをいただきましたが、クレーム、これについてはですね、0.3%程度というふうなことで、そんなに大したことはないかもしれませんが、クレームはできるだけですね、もうなにより近いように頑張ってください。しっかりフォローアップしてほしいと思います。

また、返礼品の平準化、これは非常に、お答えになりましたけども、大事だと思っています。いろんなところへ発注されているんだと思いますけども、できるだけですね、何も特別、良いもの、特級品を出せなんていうことではないと思うんです。平準化をしてですね、波があったというふうなことが一番まずいのかなというふうに僕は考えますので、このことのないように、ぜひまた市のほうでも対応してほしいと思います。

また、サンシャイン・レッドについてのお答えがありました。答弁にもありましたように、既存のシャインマスカットとですね、詰め合わせると近未来、必ず人気の商品になっていくと思われま。今、一生懸命、生産されている方が、来年は余計、たくさんのが市場に出てくると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

山梨県の新ブランド、返礼品の特に、笛吹市の宝物として世に売り出していきたいというふうに考えています。

クレームについては、信用を築き上げるのには、多くの時間と労力を要しますけども、信用を失うのも一瞬です。そして信用を取り戻すにはもっと時間がかかるというふうに考えていますけども、どうか心してわれわれ、大切な地域ブランドを一緒になって育てていきたいと思えます。

部長には公私ともに大変だったときにですね、たびたび説明していただきまして、誠にありがとうございました。

以上で、私の質問を終了させていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

関連質問を、笛新会としてさせていただきます。

なんか市長と総合政策部長には、二度も三度も念押しのようにになって、誠に申し訳ないんですけども、確認というふうな意味でお取りいただければと思いますが、山下市長のずっとおっしゃっている「ハートフルタウン笛吹」「幸せ実感100年続くまち」、それからこれは共に笛吹市7万人の未来のための非常に素晴らしいキャッチフレーズだと、私もこの7年間、そういうふう感じております。

ただし、ここへ来て、今、神宮司議員の1問目でございますけれども、多目的グラウンドの整備基本計画につきまして、12月1日に本会議の冒頭で市長の行政報告の中でも言うておられますように、全文のまま朗読させていただきますが、多目的グラウンド整備をするためには、地権者の皆さまのご同意、ご理解がなければ進めることはできません。いただいたご意見を真摯に受け止め、その一つひとつに丁寧に対応してまいりますと、これが冒頭に書いてございましてとおります。今のご答弁もそのとおりと受け止めておりますが、がでございます。もしできない場合に計画の見直しもあり得るというふうなご答弁がございましたので、更なる念押しのような形で申し訳ないんですけども、仮に見直す場合に、早めに、どんなふうなところへと、先ほど市長もおっしゃったように、計画を示さなければ討論もできない、このことはごもっともだと思います。私、個人的な感覚で申し上げますと、早めに計画を示していただくと同時に、地権者の同意が得られるかどうかという下調べは、やはり先になさったほうがい

いんではないかなと思います。といいますのは、長年、何十年にもわたって、石和町時代からの都市計画道路の見直し、大変な作業をした中で見直しをされているわけですが、いよいよ整備計画で見直しの路線をしようと思ったら、地権者が全然駄目ですよみたいな話になると、また見直しをしなければならない。こういうことは、やはり行政にとっても非常に時間の無駄だし、何より私は職員の方々が気の毒だと思う。そのへんのことをですね、市長はトップのご判断をいただくときに、あらかじめ情報をお取りいただいて、いけそうだとこのころへ全力傾注していただければ、3年の計画が1年半で済むこともあると思います。

山下市長が7年の中でお示しいただいた、この計画は、私は本当に良い計画だと思います。ただし、場所の選定がいかかかなということで、今、頓挫しているというふうに理解しておりますので、改めて、ここでお願いと確認でございますけれども、駄目だった場合の見直しの場合には、スムーズにいくところを選定していただいて、早急にこのスポーツ広場を進めていただければ、もろ手をあげて賛成したいというふうに感じておりますので、質問というよりもお願いと意見というふうにとっていただいて結構でございますので、改めて市長のご答弁はいりませんので、確認でございますので、ぜひそんなふうな、見直しの場合には、もしご意見いただければ、市長、一言だけお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

ありがとうございます。もう一言でいえば、まさしく今後、地権者の皆さんと最終的によく詰めた上で、そしてまたどういう状態にあるのか、要するに計画の中に、地権者の皆さん、賛成、反対がありますので、ここを見た上で、最終的にこの用地というのを、このまま進めるのか、進めないのかというふうに結論を出したいというふうに思いますし、当然のごとく、この計画が、用地が厳しいんで、また次の場所に行くかということについては、まったく白紙でございますので、要するに当然、既存のところも使う、そしてまた、新しいところへ行くのかどうか分かりませんが、そういうふうなことも全て検討をもう一度させていただいた上で、最終的にまたどういうふうに結論を出すか、進めていくかというふうに決めていきたいというふうに思っております。

確かにですね、昔、町の時代、別に市になったから、少し偉そうにしているとか、そういうつもりではなくて、町の時代はですね、ややもするとおおらかな時代で、こんなことを言っちゃあ失礼ですけど、事前にちょっとした唾をつけといて、ここでいいじゃんかみたいな、そんな話も、ややもあつた部分もなきにしもあらずだと思います。ただ、なかなかやはり市になってきますと、やはりそういうわけにもなかなかいきませんので、きちっと、候補地というものも検討委員会の中で決めていただいた中で、そしてまた計画をしっかりとつくった中で、そして議会にも諮りながら、そしてパブリックコメントで皆さんに見せながら、そしていよいよ地権者の本丸のところをお願いに行くという、どうしてもやっぱりこういう正攻法なやり方になってしまうのかなというふうに思います。確かに海野議員のおっしゃる部分も十分、間違っていないかと思っておりますので、今後ですね、新しいことを何かやるときにはですね、そういうことも少し頭に置きながら進めていきたいと思っておりますけど、いずれにしまして、この多目的のグラウンド、まずは地権者の皆さまのご意向を伺った上で、最終的な結論を出していきたいと。それについては、あまり時間をかけないでやっていかなければいけないというふうにも考えて

おります。

ちなみに、余談でございますけれど、議会でご承認いただいた4千何がしのですね、調査費は現在は使ってはおりませんので、くれぐれも、一応、ご了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

海野利比古君。

○13番議員（海野利比古君）

ありがとうございました。そういう答弁を聞いて、一安心しました。4千何百万の調査費も一切手が付いていないということでございますので、新たな候補地、あるいは新しい計画には、着手するのにさほど問題はないかと思っておりますので、ぜひ、今、市長がおっしゃったような方向で、ぜひ方向付けをしていただいて、また新しいところで論議をしていただくということに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古屋始芳君）

関連質疑および質問を終了させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後3時50分より再開いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時50分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

次に、通告に従い中村正彦君の質疑および質問を許可します。

12番、中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

誠和会の中村です。

通告に従い、質問を行います。

本日のラストバッターになりますが、長時間になり、執行の皆さまも議員の皆さまも大変お疲れだとは思いますが、今しばらく辛抱してお付き合いをお願いいたします。

1問目の質問であります。市制施行20周年記念事業についてを伺います。

笛吹市は、平成16年10月12日に6町村が合併して誕生いたしました。

平成14年7月に6町村の枠組みによる任意の合併協議会が設置され、同11月8日には法定合併協議会へ移行、住民説明会や分科会、専門部会などで様々な議論を重ねて、多くのハードルを乗り越えてきた諸先輩方のご努力が、現在の笛吹市の礎となっていることに、心から感謝いたします。

また、平成18年8月には、芦川町を編入し、現在の笛吹市が形づくられております。

合併後も、新市の一体的な行政サービスの実現、市民の一体感の醸成のため数多くの難題を市民とともに解決し、現在は、市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現、市民の皆さまが幸せを実感できるまちとして、着実に前進していることを高く評価するところであります。

さて、来年、笛吹市はいよいよ市制施行20周年を迎えます。

合併当初は、旧町村間の綱引きなども見受けられましたが、近年は、そういった垣根も取り払われ、市民の一体感を肌で感じるようになりました。

そこで、この大きな節目である20周年を、市民の皆さまとともにお祝いし、本市のこれまでの歩みや先人たちの功績を振り返り、これからの30周年、40周年に向けて、本市の更なる飛躍発展につなげていくためにも、市制施行20周年の記念事業の実施が必要であると思いますが、市の考え方を伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

中村正彦議員の一般質問にお答えします。

決して平坦な道ではなかった町村合併を経て、合併後も様々な困難を乗り越え、一つの市としてまとめ、20年目を迎えられることは、先人たちのご努力の賜物であると考えています。

民法改正により成年年齢は引き下げられましたが、人生においても、20歳というのは、少年から大人になるという大きな節目であります。

本市にとって、この大きな節目を市民の皆さまとともに祝い、これまでの歩みや先人の功績を振り返り、本市への誇りと愛着をさらに深める機会にするとともに、更なる飛躍・発展につなげていくためにも、記念事業の実施は必要であると考えます。

市では現在、令和6年度を市制施行20周年記念の年と位置づけ、桃の里マラソン大会をはじめとする各種観光イベントのグレードアップ、小中学校における記念給食の提供、記念冊子の作成のほか、市内外への各種PR事業など、市制施行20周年にふさわしい記念事業の実施を検討しています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

ありがとうございました。今、答弁をいただきましたけども、いろいろ計画もあるようですが、まだちょっと、時間もあるような気がします。そういう中で、合併20年を迎えようとしているということ、今まで本当に山あり谷あり多くのハードルを乗り越えて今日に至っておりますけども、20周年、いわゆる人間に例えると成人式であります。この節目の20周年を、飛躍する笛吹市を目指し、将来、30年50年も続く、市が発展するように、ぜひ価値ある年にしていただけるようお願いをしまして、1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問でありますけども、スクールバス運行状況と見直しについてであります。

本市には中学校5校、小学校14校があり、4,800名余りの子どもが在籍しております。この中で、いくつかの小・中学校でスクールバスの運行を行っております。

運行については、平成16年の合併当初基準を設け、安心安全な登下校が行われるように取り組んだと思います。

本市は山岳地域も抱え、遠距離通学の子どもにとっても、保護者にとっても、このスクールバス運行は、なくてはならないものだと思います。

しかし、19年が経過しましたが、見直しがなされておられません。

もちろん、運行の基準を定めなければなりません。夏季の暑いときなど、低学年の子どもはランドセルを背負い、水筒を持ち、学習用具を手に持ち、登校するのは、体力的にも非常に大変だと思います。

聞くところによりますと、登校班の高学年の子どもさんが、下級生の手荷物を持ってやり、途中で休み、水分補給を行うというような話も聞きました。

また、登校時、学校まで上り坂で通学に1時間近くかかる地域もあるようです。

そこで、子どもの安心安全を確保するためにも、区域を見直す必要があると思いますが、市の考えを伺います。

1として、現在スクールバス利用は何校で、また路線数と利用生徒は何名いるのか、お尋ねいたします。

次に、スクールバスの出発時間に遅れる場合や、欠席する場合の対応、また、バス内の安全対策はどのようになっているのでしょうか。

次に、大雨や異常気象発令時や災害の対応はどうなっているのでしょうか。

また、小・中学校の乗車基準はあるのか伺います。

次に、根本的に区域の再編は考えているのか。

以上、質問といたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

中村正彦議員の一般質問にお答えします。

まず、スクールバス利用校数、路線数、利用者数についてです。

現在、市では、5台のスクールバスを運行しています。利用校数は、御坂西小学校、御坂東小学校、御坂中学校、八代小学校、境川小学校、浅川中学校の6校です。運行路線は、御坂地区が3路線、八代地区が2路線、境川地区が2路線、芦川地区が1路線の合計8路線で、利用する児童生徒数は、約250人です。

次に、利用者の遅刻や欠席対応、バス内の安全対策についてです。

スクールバスは、遅延を防止するため、時刻表に沿って運行しており、遅刻する場合は各家庭での送迎をお願いしています。

安全対策として、バス内では座席に座ることを基本としています。やむを得ず立ち乗りになる場合には、高学年が立つようにしています。

また、置き去り事故につながるヒューマンエラーを防止するため、今年度、全てのスクールバスに子ども置き去り防止装置を設置します。

次に、大雨や異常気象発令時、災害への対応についてです。

災害時など緊急の対応が必要な場合には、教育委員会、学校、バスの運転手の3者が連携し、ルートや時間を変更して運行しています。

今年度は、芦川地区で発生した山火事やゲリラ豪雨の際に、運行時間を変更して対応した実

績があります。

次に、小中学校の乗車基準についてです。

現在、笛吹市通学バス運営に関する細則において、運行路線や区間、運行時間の設定の考え方などを定めており、これに基づき運行しています。

次に、区域の再編についての考えについてです。

近年、気象状況や交通事情等、子どもたちを取り巻く環境が変化し、スクールバスの運行に関する要望もいただいています。区域の見直しを含め、スクールバス運行の基本的な考え方について検討しています。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

答弁ありがとうございました。今の答弁で、運行の状況もある程度、分かりました。

実は私、先日、遠距離の登校道だと思うところを歩いてみました。私の長い足でちょうど1時間、5千歩でした。5千歩ということは、登下校1万歩、学校で元気よく動き回ると2千歩ぐらいは歩くと思います。ということは、合計1万2千歩くらい、児童が登下校、学校で歩いているんじゃないかと思うんですけども、この1万2千歩というと、私の1週間分の歩く量に匹敵するぐらいの量だと思います。

低学年の児童が毎日1万歩、登下校に要するには大変な負担だと思います。答弁の中で、区域の見直しを含め、基本的な考え方を検討しているとの答弁でありましたが、ぜひ早急に検討していただきたいと思います。

また、早急に検討でもありますけども、私は、もし検討しているであれば、もう新学期、来年の4月から見直しを実施してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

太田教育部長。

○教育部長（太田孝生君）

中村正彦議員の再質問にお答えします。

現在、市では通学路にかかる距離や地形など、地域の情報を収集する中でスクールバス運行の基本的な考え方について検討しています。

基本的な考え方に基づく区域の見直しにつきましては、子どもたちの安全を確保する観点から学校や保護者などとの協議も必要になってくるため、今年度中の見直しは難しいと考えております。

なお、現行の運用の中で可能な変更については、地域などから要望をいただく中で検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

今、基本的な考え方、調整等をしているというようなことですが、できるところから手を付けるというのも、一つの案だとも思いますし、またもちろん、行政がそういう見直し、事業をするときには、本当に正確にいろんなことを踏まえた中で作成するというのも十分、分かりますけども、今、検討している、また話し合いをして、すぐ1年や、あれがかかってしまうと思うんですけどもね、そういう中で、今、部長から答弁がありましたけど、いま一度、4月、もう新学期には、できるところから手を付けますというようなあれを聞きたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

基本的に、部長が先ほど答弁しましたように、本来は教育長が喋ってもいいですけど、そうはいってもですね、目線がこちらに向いているようでございましたので、私のほうからお話をさせていただきます。

中村議員が、大変、この件に関してご熱心に市役所のほうに訪れていただきまして、大変、実情に即したお話を担当課にさせていただいております。私も伺っております、担当課と本当に詰めた話をさせていただいております。

ただ、やはり、どうしても議員お分かりだと思いますけれど、地域によって大変事情がいろいろ異なるということがございます。一律に、基準を決めてしまうとなかなかそれにもまた難しいところもある。実際、今日の答弁の中でも、いわゆる細部の部分で、それぞれ昔の町村ごとに知恵を出し合っている、いわゆる実施されているものがあるわけですね。これを今、いわゆる使いながらやっているというふうなことで、ですから、基本的に先ほど言ったように19年間、見直しがなかったというのは、その部分を持ち込んでやっているんで、見直しがなかったと、こういうことでございますので、決してまったく、うちのほうが、まったく、手を付けなかった、そういうことではなくて、それぞれの町村時代に非常によく知恵を使って、いわゆるスクールバスというのをやってきたわけです。ただ、実際の話、昨今の非常に高温の状況になっているだけに、私の市長への手紙というのもですね、そういった同じ距離を、小学校1年生と6年生が同じ距離を歩かせるのかというようなことの声も伺っておりますので、このへんも含めながらですね、要するに全体の基準というのが本当にいいのか、それとも細部の中でそれをうまく使いながらやっていくのがいいのかという計画を、とりあえずスピード感をもってやろうじゃないかということで、今、1年、とりあえずお時間をいただきたいと。

ただ、答弁の中で、運行できるところから進めていきましょう、簡単に言えばどことは言えませんけれど、現在、スクールバスが走らせているところに、当然、満席じゃありませんので、空きがありますので、それをうまく活用しながらそういった運用を考えるというやり方も一つあるんじゃないかということも、もうすでに模索中でございますので、できるだけ、すぐに運行ができるところから進めていながら、全体計画というのをスピード感をもって、1年ぐらいいちちょっとお時間をいただきながら、できるだけ早くつくって、そして市内全域にそういった形で、お子さんたちのためにですね、運用できるよう努力したいと思っておりますので、一つよろしくお願ひいたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中村正彦君。

○12番議員（中村正彦君）

市長、ありがとうございました。今、市長のほうからお話も出ましたけども、本当にこの問題、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

先ほど、私、この間、朝、5千歩、1時間、歩いたと言いましたけども、寒い朝でしたけども、汗が出てきました。また、この中を、その道のを低学年の、本当に小さい子どもが通っている、これは大変だなというふうにつくづく思いました。ぜひ、スピード感をもって、本当に子どもの安心・安全な通学を確保していただきたいと思います。

また、通学に際し、スクールバス運行だけでなく、また徒歩通学の児童の安心・安全もぜひ確保していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

以上で、中村正彦君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はここまでに留め、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議はここまでに留め、延会することに決定いたしました。

次の本会議は11日、午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時13分

令和 5 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 1 日

令和5年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和5年12月11日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第 1 市長提出議案 議案第105号—議案第137号(一括上程)
上程議案に対する質疑

日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	岡 由子	2番	落合俊美
3番	山田宏司	4番	河野正博
7番	神澤敏美	8番	神宮司正人
9番	荻野謙一	10番	保坂利定
11番	野澤今朝幸	12番	中村正彦
13番	海野利比古	14番	渡辺清美
15番	中川秀哉	17番	小林 始
18番	渡辺正秀	19番	古屋始芳

3. 欠席議員

5番	河野智子	6番	武川則幸
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	深 澤 和 仁
教 育 長	望 月 栄 一	総 務 部 長	雨 宮 和 博
総合政策部長	返 田 典 雄	会 計 管 理 者	中 山 勲
市民環境部長	市 川 要 司	保 健 福 祉 部 長	西 海 好 治
子供すこやか部長	中 村 富 之	産 業 観 光 部 長	河 野 英 明
建 設 部 長	雨 宮 竜 也	公 営 企 業 部 長	水 谷 和 彦
教 育 部 長	太 田 孝 生	総 務 課 長	小 林 匡
政 策 課 長	小 澤 宏 之	財 政 課 長	柿 嶋 信
消 防 長	鶴 川 功	代 表 監 査 委 員	曾 根 哲 哉
農業委員会会長	増 田 敦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	荻 野 重 行
議 会 書 記	宮 澤 ま な 美
議 会 書 記	古 屋 幹 仁

○議長（古屋始芳君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

報告事項を申し上げます。

本日、河野智子君、武川則幸君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

日程第1および日程第2、先日に続き一般質問を行います。

通告順位10番、議席番号5番 河野智子君から質疑および一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されましたため、会議規則第50条第4項の規定に基づき、河野智子議員の質疑および一般質問は行いません。

それでは通告に従い、中川秀哉君の質疑および質問を許可します。

15番、中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

公明党の中川秀哉でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、これより一般質問をさせていただきます。

第1問目、がん治療患者支援のアピアランスケアに対する市の取組について何うでございます。

厚生労働省は、第4期がん対策推進基本計画を本年4月に開始されました。これにつきましては、先だって2006年に公明党の強い推進で成立した「がん対策基本法」。これ以降に、様々、がん医療拠点病院の整備、放射線治療や緩和のケアの普及、そして検診受診率の向上など様々な施策が一気に進み始めました。

今回、第4期計画では「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」との全体目標のもと①がん予防、②がん医療、③がんと共生、そして④これらを支える基盤の4つを柱とする、がん対策推進基本計画の主なポイントが示されました。

特に脱毛や爪の変色など、がん治療の副作用や傷痕が残る手術に伴う外見の変化でつらい思いをする患者が少なくない状態です。公明党の提言を受け、厚生労働省ではウィッグ（かつら）

の使用や、爪の手入れ、そしてスキンケアなどで、そうした苦痛を和らげるアピアランス（外見）ケアの全国展開を目指し、本年度、医療機関に同ケアの専門的な相談窓口を設置するモデル事業を選定いたしました。

この背景には、2018年度厚労省調査では全国のがん診療連携拠点病院（約400カ所）の約9割超が同ケアに関する相談に応じる体制を整えているというものの、十分に機能していない実態が判明し、各施設で対応する部署は様々で、相談実績がゼロないし1から5件という、大変少ない状況で、全体でも4割程度であったと報告があります。

そこで新たな試みとして、2023年度「アピアランス支援モデル事業」では、がん診療連携拠点病院などに、研修を受けた医療従事者を置いた専門的な相談窓口を設置。患者に治療や副作用などの情報提供を行い、必要に応じて、ほかの医療機関と連携をいたします。また、都道府県は窓口の周知や医療機関との情報共有も行ってまいります。

こうした中、昨年10月27日付け、第84回がん対策推進協議会において、国立がん研究センター中央病院であります、アピアランス支援センター長の藤間勝子先生は、「アピアランスケアの現状と課題」という発表の中で、日本毛髪工業協同組合調べによります、自治体によるウィッグ・胸部補正具等の助成制度について、全国では約307自治体（17.9%）の導入があるとの報告がありました。また、市区町村とは別に制度を導入している県もあり、上限では1万円から3万円程度が多いが、ウィッグ・胸部の補正具に各10万円程度の助成の自治体もあると報告がありました。ただ、この手続きの複雑さや支給までの期間が長いとの問題も指摘されております。

さて、本県では、本年6月度の山梨県議会におきまして、公明党の佐野弘仁県議が一般質問の中で、「医療用ウィッグ補助・助成について」と題して質問をさせていただき、長崎知事から「外見の変化に対する患者の心理的負担を軽減し、治療中や治療後もこれまでと同様の生活を維持するため～（中略）～アピアランスケアが必要な方を支援することとし、速やかに医療用ウィッグ購入への助成を行うべく、今後、市町村との役割分担も含め具体的な検討をしております。」と答弁がございました。これを受けまして、本年9月には県と全市町村との担当者会議が実施されたと伺っております。

県の中では、助成の内容としましては、治療の副作用で頭髪が抜けた人が着用するウィッグや乳がんの手術で乳房を摘出した人向けの補整用のパット、下着、人工乳房。ウィッグと補整用パット、下着には1万円、人工乳房には5万円を上限として、市町村と助成する半額分を県が助成するとありました。

上記を踏まえまして、一日でも早く「アピアランスケア」を必要とするがん患者支援のため本市の取組と課題について、以下、市当局のご見解をお伺いいたします。

1. 抗がん剤や放射線治療の影響による脱毛や手術による乳房切除など、外見の変化により社会参加への不安を持つ市内在住のがん患者の数はどのくらいか。

また、9月に実施された県と市町村担当者との会議での、県の説明に対する本市の評価と課題は。

3として、先進自治体の事例を参考に一日も早く県と同様に本市も助成事業を導入すべきでは。

そして4つ目とし、小児がん、先天性の脱毛症、不慮の事故などで頭髪を失った子どものために寄付された髪の毛でウィッグを作り無償で提供する、いわゆるヘアドネーション、ボラン

ティア活動に賛同し、髪の毛を3年から4年伸ばし続ける寄付者に対する誤解や偏見から寄付者を守る市民への周知・見守りの体制は。

この4つの点をお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

まず、外見の変化により社会参加に不安を持つがん患者の数についてです。

県が9月補正予算に計上した「がん患者アピアランス支援事業」の予算額根拠を基に、本市のアピアランスケア事業の利用人数を推計すると、ウィッグの申請見込み数が25件、乳がんの補整下着と人工乳房の申請見込みが6件となります。

次に、県の説明に対する評価と課題についてです。

県が9月に開催した「がん患者アピアランスケア支援事業市町村説明会」では、治療に起因する外見の変化に対するがん患者の心理的負担を軽減することにより、がん患者の生活の質の向上を図ることを目的として、市町村が実施する、ウィッグなど外見の変化を補完する補整具の購入費用への助成事業に対し、県が補助金を交付すると説明がありました。併せて、全市町村に対し、今年度中の補助制度創設および12月補正予算への計上について依頼がありました。

山梨県がん対策推進基本計画では、「がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現する」ことを目標の一つに挙げています。この助成制度を利用して患者の心理的負担と金銭的負担を軽減できることは、生きる支援につながると考えます。

今後、アピアランスケアの助成についての周知と、県や医療機関と連携し、がん患者やそのご家族が相談しやすい体制を充実させることが課題だと考えます。

次に、助成事業の導入についてです。

本市では、「笛吹市がん患者アピアランスケア事業補助金」として、補整具の購入に係る補助を行い、その申請を令和6年1月から受け付けられるよう、本定例会に補正予算を提案しています。

次に、ヘアドネーション活動のため髪の毛を伸ばし続ける寄付者の周知および見守り体制についてです。

子どもにとって、がんの治療により髪の毛を失うことは、精神的苦痛を伴い、外見を気にして活動を制限してしまうなど成長に大きな影響が出ることが想定されます。寄付された髪の毛を使ってウィッグを作り無償で提供するヘアドネーションの活動は、子どもたちが少しでも笑顔を取り戻して、その子らしく成長することにつながると考えています。

この活動について、他県ではホームページで周知したり、ヘアドネーションのために髪を伸ばしていることを周囲にアピールするヘアドネーションマークの缶バッジを活用したりしている事例もありますので、参考にしながら周知方法を検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。本当に今、ございました1問目の答弁の中で、ウィッグの申請が25件、また人工乳房の申請が6件というお話がございました。

私の知る市民の方からも、ウィッグを利用せざるを得ない方のお母さんからの相談でございます。本当に夏場になりますと、本当にやはりウィッグのほうも、この夏特有のむれないようなものがほしいという、また年頃の方にはやはりそれぞれのカラーのコーディネーションも必要だということで、やっぱり2つ、3つは必要だという話をいただきます。また、外見にとられることによりまして、補整下着が必要な方も多くいると伺っております。

私も今回の質問の中で感じたところは、この4番目に質問させていただきましたヘアドネーションでございます。市内にも親子でこのヘアドネーションに取り組んでいる方がいらっしゃるんですけども、やはり男性がするとなると、普通、女性でも2年、3年はかかるところ、やはりまだ3年経ったところで、まだ肩までいかないような状況という中で、どうしても、20センチから30センチは、このヘアドネーションに必要なということで、このため、また枝毛も駄目、また白髪も駄目だということで、ケアが大事だということでもあります。そこに対しては、やはり周りの皆さまのご協力、見守りも必要だということもありますので、今回、質問をさせていただきました。

ぜひまた、先進地の取り組みを参考に進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2問目に移らせていただきます。

第2問、空き家対策・空き家バンクならびに移住定住事業の包括連携について伺うでございます。

公明党のリードで制定され、2015年に全面施行された空き家対策特別措置法により、倒壊の恐れがある空き家を自治体が「特定空き家」と規定し、立ち入り調査や除却命令、除却の代執行などが可能となりました。現在、同法に基づく空き家の除却や修繕が各地で進められておりますけれども、人口減少や高齢化によって空き家は増加の傾向にあり、また居住目的のない空き家は2018年の349万戸から、2030年には470万戸に増えるとの見込みがあります。また、放置された空き家の増加を抑えるには、「特定空き家」となる前の対策が欠かせません。

このため、国交省の有識者委員会は、中心市街地や地域の再生拠点といったエリアを対象に、市区町村が「活用促進区域」を設定できる仕組みを提言。また、同区域内で建て替え規制を緩和し、空き家の利用や建て替えなどを促進することが決まりました。また、固定資産税の優遇措置を解除する対象に、これまでの「特定空き家」に加え、管理が不十分な空き家も含めるよう検討が施されました。空き家の所有者に早期の対応を求めるためでございます。

一方、首都圏から地方へセカンドハウスや別荘など優良な空き家を求め、各自治体に問い合わせが年々増加しております。しかしながら、需要と供給のバランスが悪く、ミスマッチとなって終わっております。

これは、空き家対策と空き家バンクの各事業が縦割りとなっているためであり、官民連携による優良な空き家の情報を共有することで、空き家率を軽減するとともに空き家バンク登録増加により子育て世代や県外からの移住定住者への促進へ向かうことが期待されます。

公明党では、山梨県本部と青年局として、本年10月5日から11月5日までXなどSNS

を活用して、政治にあまり関心の少ない青年や子育て世代、ならびに現役所得世代の40・50代まで中心にアンケート活動を実施、また皆さんから直接声を聞くユース・トーク・ミーティングを展開し、青年政策として「やまなし未来プロジェクト」提言を11月20日に長崎知事に提出をさせていただきました。

上記の青年政策提言に掲げた意見を踏まえ、空き家率の軽減など、ならびに空き家バンク登録増加により県外の移住定住者の促進を進めるために、本市の取り組みと課題について伺います。

1. 市内の空き家（戸）数の推移は。また、建築物の不良度判定による空き家の老朽度・危険度のランク別比率はいかがでしょうか。

また2番として、空家等解体費用の補助金交付事業の実績と課題は。

3として、直近の空き家バンクの登録戸数は。また、問い合わせ件数は。

4として、空き家対策事業、空き家バンク事業の取り組みと今後の課題は。

5として、空き家バンク情報を県と一元化することで笛吹市のPR強化につなげるべきでは。

6として、空き家対策・空き家バンクならびに移住定住事業を連携した包括事業への取り組みは。

以上で質問を終わります。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮建設部長。

○建設部長（雨宮竜也君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えします。

空き家対策・空き家バンクならびに移住定住事業の包括連携についての質問のうち、まず、市内の空き家数の推移および老朽度、危険度の比率についてです。

平成28年度に市が行った空き家調査では、本市の空き家数は306件でした。その後、市民や行政区等からの相談をもとに市が調査しており、令和5年9月末現在、市が把握している空き家数は377件と増加しています。

建築物の不良度判定によるランク別の内訳は、小規模の修繕等により再利用が可能なAランクは101件で、26.8%です。

管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はないBランクは211件で、56%です。

今すぐ倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが、損傷が激しいCランクは56件で、14.8%です。

倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており、緊急度が極めて高いDランクは9件で、2.4%です。

次に、空家等解体費補助金交付事業の実績と課題についてです。

交付実績は、令和3年度が1件、令和4年度が4件、令和5年度は9月末現在で2件です。

課題としては、所有者が亡くなられた場合など、県外の相続権者等には本事業が伝わりづらいことです。

今後は、死亡に伴う手続きで来庁される際に本事業のチラシやパンフレットを配布するなどの対応を検討していきます。

次に、空き家バンクの地区別登録戸数および問い合わせ件数についてです。

令和5年11月現在の地区別登録戸数は、石和町と御坂町が各2戸、一宮町、境川町、芦川町が各1戸で、合計7戸です。

4月から11月までの問い合わせ件数は、59件です。

次に、空き家対策事業、空き家バンク事業の取り組みと今後の課題についてです。

空き家対策推進事業は、空き家等の実態把握および所有者の特定、所有者等への適切な管理の促進や啓発、特定空き家等に対する措置を行っています。

課題としては、所有者が亡くなったあとに相続等の手続きがされず、相続権者が多数となり、所有者の探索に労力と時間を要すこと、一部の相続権者の相続放棄等により、相続人が未確定となっている物件が増えていることなどが挙げられます。

空き家バンク事業は、市の広報紙やホームページなどを用いた空き家所有者からの情報の募集、空き家バンクの登録物件の情報発信、所有者と利用者のマッチングを行っています。登録物件の契約交渉については、平成26年7月に協定を締結した公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会が仲介し、適正かつ円滑な推進を図っています。また、平成29年度から空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付事業を実施し、空き家バンクへの登録促進を図っています。

課題としては、市のホームページ等で利活用可能な空き家情報を募集しているものの、登録物件の確保が進まない状況があります。

また、空き家対策事業と空き家バンク事業を通じた課題としては、所管課が異なることから両事業が連携されておらず、空き家情報を活用し、空き家の所有者に対する空き家バンクへの登録勧奨が行われていないことです。

次に、県との空き家バンク情報の一元化についてです。

本市の空き家バンク登録物件情報については、市のホームページに掲載するとともに、県の建築住宅課や公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会のホームページなどにリンクを掲載し、情報を発信しています。

県との一元化によるPR強化については、県の動向に即時に対応できるよう、積極的に情報交換を行っていきます。

次に空き家対策、空き家バンク、移住定住事業を連携した包括事業への取り組みについてです。

空き家に関する取り組みとしては、発生抑制対策、利活用が困難な特定空き家等の解消、空き家バンク制度による物件の有効活用が挙げられます。

市では、空き家対策事業と空き家バンクの所管課をまちづくり整備課に一元化し、包括的に空き家対策に取り組めるよう、検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。時間も限られておりますし、1点だけ質問させていただきます。

やはり特定空き家にならないための対策が必要かと思われまます。どのように取り組んでおられるか、伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

雨宮建設部長。

○建設部長（雨宮竜也君）

中川秀哉議員の再質問にお答えします。

特定空き家等にしないため、空き家バンクや空き家等解体費補助金の利用促進に努めていきます。

また、令和5年12月13日から空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行され、管理不全空き家といわれる放置すれば特定空き家になるおそれの空き家に対して、市が管理についての指導・勧告を行うことができるようになることから、適切な対応をしていきます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

中川秀哉君。

○15番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。やはり笛吹市内の空き家については、まだまだA、Bランクが多くて、まだまだ改善の余地があるということでございます。

5問目に質問させていただきました空き家バンクへの登録の配慮と、また県との一元化をぜひ推進していただきたいと思っております。

私たち公明党、また青年協といたしましても、しっかり皆さまの声を、また市町村、また県、国へ伝えてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、中川秀哉君の質疑および質問を終了します。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、通告に従い渡辺正秀君の質疑および質問を許可します。

18番、渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

日本共産党、渡辺正秀でございます。

質問の前に、今、大変気になっている問題、連日報道される、あのガザの惨状、ジェノサイド、ひどいことになっております。

先の国連の安保理の停戦を求める決議案、アメリカ一国の反対で不採択になりました。また、アメリカはイスラエルにガザ攻撃の砲弾を追加提供しているということでございます。

このアメリカと価値観が日本は同じだとして同盟強化する、これを、私はおかしいと思いません。世界の平和勢力と、そして国際法を大事にする諸国民と連帯していくことが、今、必要ではないでしょうか。

また、自民党によるパーティー券、裏金問題、腐りきっていると思います。そもそも政治は国民によって担われるもの、投票権は人ひとりに1票が与えられています。しかし、企業による数千万、億という寄付は情報操作をしたり、票を動かす原資になり、一人一票以上の力を持つこととなります。企業団体献金を禁止し、投票行動においても、活動資金においても、国民一人ひとりが主人公になる必要があるのではないかと思います。

憲法の趣旨は、三権分立や地方自治、行政権限の分権など掲げられております。権力の一極集中が今、強行されておりますが、自治体においても市町村の自主性、また自治体内においても分権と、そして現場重視、こうしたことが必要ではないかと思っております。

さて、質問に入りたいと思います。

2問でございますが、問1は多目的芝生グラウンド整備「基本計画」についてであります。

検討委員会の答申というものは、確かにスポーツ関係者、特にサッカー、ラグビー関係者の願いを反映したものであろうと思います。しかし、市長は答申を尊重するだけでなく、計画策定にあたり、課題を総合的に検討、判断する立場にあろうかと思っております。

私は9月議会で総合的検討の課題の一つ、財政問題を中心に質問いたしました。今回は主に総合的な検討の重要課題の一つ、優良農地保全について農振法、農地法、土地収用法に基づいて質問いたします。

(1) 農地、特に優良農地は農業生産の最も基本的な資源であり公益性が大きく、良好な状態で保全することが重要であります。とりわけ映東3市は世界農業遺産に認定され、また予定地は「早場地域」と呼ばれ良質な果実が他地域より早く出荷できる地域であります。この農地、農業の保全・発展は市政における重要な任務だと思っておりますが、市の考えを伺います。

(2) 農振法に基づく農用地区域の設定において当該農地は第一種農地であり、農用地区域の中でも特に優良な一団の農地であります。農地法は、第一種農地の転用を原則不許可としております。市町村が例外的に第一種農地を転用する場合は、土地収用法に定める事業であることが必要だが、この事業認定の要件として「土地の適正・合理的な利用」「公益上の必要性」などが求められております。「必要かつ適当」というには、芝生グラウンドへの転用が、当該農地の公共性および農地の所有権・耕作権を超える公共的価値を持たなくてはなりません。その検討はどこで行われ、いかなる結論となり、どこに記録されているか、答弁を求めます。

(3) 第一種農地とされている当該地の農転は許されません。それにもかかわらず、基本計画推進のために農振法に基づく農用地区域の変更、すなわち当該地を第一種農地から外し、青地を白地に変更する考えかどうか伺います。

農用地区域の変更は、農振法第12条による基礎調査の結果などの理由が必要ですが、いかなる理由による変更が想定されているか、伺います。農振除外の要件として「転用が必要かつ適当」「そこ以外、代替すべき土地がないこと」「公益上の必要性」「周辺農地への影響」が挙げられております。これら一つひとつについてクリアできるのか、根拠を示し、説明していただきたいと思っております。

(4) 地権者、耕作者全員の同意を得ること、地元行政区の理解を得ることが困難と思われるが、今後の市の対応について問う。

(5) 優良農地の保全および転用、当該地の転用について、農業委員会長の所見を伺いたいと思っております。

(6) 他の2候補地も第一候補地と同様の問題があり、また距離が遠くなる地域が生まれる。

さらに上下水道の不備や埋蔵文化財の密度が高い可能性があり、そのためにもっと整備費・お金がかかる、芝生グラウンド実現が遠のく恐れ大だと思われそうですがいかがでしょうか。

(7) この間、芝生グラウンド実現について関係者に大きな期待を抱かせてきました。現「基本計画」のままでは、芝生グラウンド実現は不可能、あるいは遠い将来のことになるのではないかと思います。

芝生グラウンド早期実現のために、またできるだけ少ない事業費で実現するために、そして優良農地をできる限り潰さないために、既存施設活用の方針転換すべきではないか、伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

この質問に対しては、総合政策部長、農業委員会会長の2名が答弁を行います。

まずはじめに、総合政策部長。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、農地の保全および農業の発展についてです。

「桃・ぶどう日本一の郷」を標榜する本市にとって、果樹栽培を中心とした農業は基幹産業として、大変重要であると認識しています。

これまでも、圃場整備などの基盤整備を進めるとともに、農業塾を活用した担い手の発掘、確保と育成、農地の集約化、農業経営の安定化など、農業経営基盤の改善支援に取り組んでいます。

今後も「桃・ぶどう日本一の郷」を維持、発展させるために、これらの取り組みを進めていきます。

次に、事業認定についてです。

土地収用法で定められている事業認定の要件は、同法第20条第3号に「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」、同条第4号に「土地を収用し、または使用する公益上の必要があるものであること」とあります。

多目的芝生グラウンドは、市民のスポーツ活動を通じた健康増進、スポーツに取り組む市民の拡大、子どもの体力向上などを整備目的としており、継続的なスポーツ活動の推進に寄与するものであり、事業の施行により公共の利益が得られるものと考えます。

また、峡東地域には自治体が整備した芝生グラウンドがない状況にあつて、芝生グラウンドの整備については、17団体から25の要望書が提出されており、ニーズに対応した多目的に利用できる芝生グラウンドを整備することは、適正かつ合理的と考えます。

さらに、芝生の上で行うことが望ましいとされるスポーツ競技に対応できていない現状を踏まえると、多目的芝生グラウンドの整備は、早期に施行する必要性が高いものであり、整備範囲は利用頻度や利用ニーズに対応した必要な範囲であることから、公益上の必要があるものと考えます。

本事業に係るこれらの考えは、笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画に掲載しており、本事業は、このような考えの下、事業認定について進めることとしています。

次に、地方公共団体が行う農用地区域の変更についてです。

農業振興地域の整備に関する法律は、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的

な利用に寄与することを目的としています。

県知事が指定した農業振興地域内の農地を、農用地以外の用途に変更しようとする場合、市が策定した、農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

同法第13条第1項では、基礎調査の結果や経済事情の変動等により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないとされており、変更の要件は、同条第2項で定められています。

一方、本事業は、土地収用法の事業認定を受けて進めることとしています。土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用または使用に関し、その手続き等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的としています。

農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号では、土地収用法に基づく告示があり、その土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、農業振興地域整備計画に係る軽微な変更該当するとしています。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項では、軽微な変更は、同条第1項の規定による変更から除くとしています。

次に、地権者の同意、他の整備候補地、既存施設活用への方針転換についてです。

多目的芝生グラウンドを整備するに当たっては、何よりも地権者の皆さまのご同意が必要不可欠です。

現在は、地権者説明会等でお出されたご意見を踏まえた上で、地権者の皆さまのご理解がいただけるよう個別に交渉しているところです。

反対を表明されている地権者の方と交渉を重ねても、ご同意をいただけない場合は、計画の見直し等についても検討することとなります。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

次に、農業委員会会長。

増田農業委員会会長。

○農業委員会会長（増田敦君）

渡辺正秀議員の一般質問について、お答えいたします。

農業委員会会長の所見についてです。

農地法の許可基準に基づき農地の保全を行っており、当該地の転用については、許可権者である山梨県と協議をし、適切に対応をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

農業委員会会長、ありがとうございました。ぜひ、県との協議においても農地を守る立場からしっかりと協議をしていただきたいと思います。

さて再質問でございますが、答弁いただけなかった点、不明な点、2点、再答弁を求めます。

1つは、答弁はこの計画がスポーツ振興に寄与するものであり、計画内容は適正、合理的で

公共性があるというものでありました。また、代替策については、まったく答弁がございませんでした。この答弁は、基本計画、私の質問ですね、当該農地の公共性および農地の所有権、耕作権を超える公共的価値があるかないか、その検討はどこで行われ、いかなる結論となり、どこに記録されているかという質問でございました。これに答えていないということです。

また、農地法、農振法によれば、そこ以外、代替すべき土地がないことという条件に関する答弁もございませんでした。これらについて、再度、明確な答弁を求めます。

もう1点、答弁いただけなかった点ですが・・・。

答弁いただけなかった点、2点についての再答弁を求めるということで、これ1問です。

議長の指示に従います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

先ほど答弁したとおり、土地収用法の事業認定の要件に対する市の考えは、基本計画に掲載されているとおりです。市の考えが事業認定の要件に足り得るものかについては、地権者の同意を得ていない段階で、県など関係機関と事業認定の詳細な協議を行うことはしていないことから結論は出ていません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

もう1つ、他の2候補地については、距離が遠くなる地域が生まれる。さらに上下水道の不備や埋蔵文化財の密度が高い可能性があり、そのためにもっと整備費、お金がかかる。芝生グラウンド実現が遠く恐れ大だと思われるがどうかという質問には、まったく答えていないと思います。私はこの事業に40億円もかけることに絶対反対であります。さらに市のお金を余分にかけるなど、もってのほかだと思います。芝生グラウンド整備が先延ばしになることも大反対です。

もし第2、第3候補地に変更した場合、お金は余分にかかるのか、整備時期が先延ばしにならないか、27年にできるのか、再答弁を求めます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

整備候補地については、3カ所の想定エリアを対象に自動車や自転車のアクセスを考慮した利用のしやすさ、上下水道の既存インフラ等を踏まえた財政負担の軽減、埋蔵文化財など施設整備への影響等を評価し、最も望ましいエリアとして、みさかの湯周辺エリアを選定しました。これまで、みさかの湯周辺エリア以外の2カ所を整備候補地とした事業費やスケジュール等は

検討していません。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

検討していないということですが、当然、今言ったようなことを考えれば、お金は余分にかかる。また、整備時期が先延ばしになるという恐れ大ということですので、絶対にこの余分にお金がかかるということは、認められないと。また、先延ばしになることもあってはならないというふうに思います。

次の質問ですが、再質問、3問目になりますが、先の神宮司議員の質問、そして私の質問に対して地権者の同意が得られない場合、計画の見直しをするという答弁がありました。ぜひ、一日も早く芝生グラウンドがほしいという関係者の要望、その原点に立ち返って、再検討してほしいと思います。その際、既存グラウンド活用も含め再検討してほしいと思います。

頻繁に水没する場所ならともかく、数十年、100年に一度あるかないかという浸水想定区域など、土地利用の観点から考えればグラウンドや親水公園に最も適合すると思います。一日も早く、安く、優良農地を潰さず芝生グラウンドを整備するために既存施設活用に舵を切るべきだと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

返田総合政策部長。

○総合政策部長（返田典雄君）

渡辺正秀議員の再質問にお答えします。

現在、多目的芝生グラウンドの整備に向け、地権者の皆さまにご理解をいただけるよう、個別に交渉している段階ですので、答弁はいたしかねます。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

次の質問に移ります。問2でございます。笛吹市の介護施策について。

(1) 介護保険財政について、令和2から4年度各年度の実質単年度収支はいくらか。基金はいくらになったか、伺います。

物価高で市民の暮らしがひっ迫している中で、また財政状況も悪くない中で、保険料引き上げはすべきでないと思えるが市の考えを伺います。

(2) 近年、ヤングケアラー問題が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。笛吹市はヤングケアラー問題の実情についてどのように調査を行い、どのような認識を持っているか伺います。

(3) ヤングケアラー問題について、国や多くの自治体の動向をみると、調査と相談体制の整備は示されておりますが、具体的な介護支援資源がどこにあるか、どう介護支援をするのか示されておられません。私は、この問題は介護保険制度だけでは打開できないと思います。いく

つかの自治体で介護保険サービスにとどまらないサービス、例えば訪問介護支援などを始めた自治体もあります。

笛吹市にはヤングケアラー世帯に対する介護支援の資源と体制はあるのか、また充実の予定はあるのか、伺います。

そして（４）として、ヤングケアラー問題に限らず、介護保険制度は「保険料は払い続けても、１割の自己負担を支払うお金がなければ、介護サービスは受けられない」という問題が当初から懸念されておりました。そして今、２割にこれを、自己負担を引き上げるという案さえも出ております。

お金がなくて介護サービスを受けられない、わずかしか受けられないという実態について、どのように調査し、把握しているか。また、それらの方々に対する介護サービス提供の資源、制度はあるのか。また、その予算はどうなっているのか、伺います。

以上でございます。

○議長（古屋始芳君）

当局の答弁を求めます。

西海保健福祉部長。

○保健福祉部長（西海好治君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えします。

まず、介護保険財政についてです。

令和２年度から令和４年度までの実質単年度収支額は、令和２年度が２億５，４４１万円、令和３年度がマイナス１，８１３万円、令和４年度が１億６，２９５万円でした。

基金残高については、令和４年度末時点で、４億３，９７９万円です。

介護保険料の算定にあたっては、介護保険法及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令において、介護保険を利用した場合に、費用の原則１割を利用者が負担し、残りの９割を介護保険給付費として公費と保険料で５０％ずつ負担することが定められています。

また、保険料のうち４０歳から６４歳の第２号被保険者が２７％、６５歳以上の第１号被保険者が２３％を負担することとなっています。

第１号被保険者の介護保険料については、３年ごとに介護保険事業計画の中で介護サービスの必要量を見込み、その介護サービスに係る費用を賄うことを基本に決定しています。

現在、令和６年度から８年度までを計画期間とする第９期介護保険事業計画の策定を進めていますので、その中で介護保険料についても検討しています。

次に、ヤングケアラー問題についてです。

ヤングケアラーに関する市独自の調査はしていませんが、相談業務の中で関係する相談は、昨年度が１２件、本年度の新規相談件数は４件で、合計１６件です。

当事者からの発信が難しい、潜在的なヤングケアラーを早期に把握し、必要な支援につなげていくためには、多くの方にヤングケアラーを正しく理解してもらう必要があります。

市では、市の広報紙やホームページ、ポスターの掲示等で周知を図るとともに、日常的に子どもたちと接している小中学校や図書館のほか、地域の支援者である民生委員・児童委員などとの連携にも努めています。

次に、ヤングケアラー世帯に対する介護支援の資源と体制についてです。

ヤングケアラー世帯への支援には、関係部署間の連携が必要不可欠です。関係部署が密に連

携し、支援体制の強化が図れるよう、昨年度、子育て支援課が中心となり、学校教育課、介護保険課、生活援護課等で構成する「ヤングケアラー支援関係者会議」を立ち上げ、情報共有を深めています。

引き続き、支援体制の強化を進めるとともに、今後は先進的に取り組んでいる自治体を参考に、市として必要な支援について研究していきます。

次に、介護サービスを受けられない方の調査などについてです。

高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定する際に「在宅介護実態調査」を行い、介護サービスの利用状況や、サービスを利用していない場合の理由等について把握を行っています。

介護保険制度では、利用者の負担軽減として、同じ月に支払った利用者負担の合計額が一定額を超えた場合は、超過分を「高額介護サービス費」として支給しています。

また、所得が低い方が介護施設に入所した場合など、利用が困難とならないよう食費や居住費について所得に応じた自己負担の上限が設けられています。

費用負担に関してお困りの場合は、このような軽減制度を案内するほか、ケアマネジャーや地域包括支援センターへの相談を促し、必要な支援につなげています。

以上、答弁とします。

○議長（古屋始芳君）

意見はありませんか。

渡辺正秀君。

○18番議員（渡辺正秀君）

多目的芝生グラウンド問題について、神宮司議員の質問に対しても、この間の経過について民主的に進めてきたということはずいぶん強調されてきたわけなんですけど、コンサルあるいは検討委員会というのは、あくまでも市長の諮問機関でありますので、それで時間をかけて、そして3月に基本計画をする、そこからが結局、議員も市民も市の見解に対してどうかという意見を言う場が提供されているわけです。ですから、最初から最後まで民主的に行われたということは、これはやっぱりやり方がちょっと違うんじゃないかと。

それともう1点、諮問委員会に、特にスポーツ関係者を中心とする諮問委員会に財政問題や農地収用問題、場所の選定まで全部お任せするというのは、案を出してもらおうというのは、あまりにも酷ではないかと思うんですね。やはりスポーツ関係者を中心とした検討委員会だったら、自分たちの要望は何かということを開くということが適切ではなかったかと思うわけです。

いずれにしても、ぐずぐずしていればどんどん先に延びるだけです。既存グラウンドの利用も含めて、検討していただきたいと。

そして介護問題というのは、福祉のまちづくりの中心であります。引き続き質問をしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上で、渡辺正秀君の質疑および質問を終了いたします。

ただいま、議題となっております議案第105号から議案第137号までの33案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了しました。

お諮りします。

明日12月12日から12月18日までは議案調査のため、休会といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日12月12日から12月18日までは休会とすることに決定しました。

次の本会議は12月19日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

令和 5 年

笛吹市議会第 4 回定例会

12月19日

令和5年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第4号)

令和5年12月19日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 議会関係諸般の報告
- 日程第 2 議案第105号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第106号 笛吹市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第107号 笛吹市手数料条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第108号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第109号 笛吹市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第110号 笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第111号 笛吹市若者定住促進市単住宅条例及び笛吹市定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第112号 笛吹市社会教育施設条例の一部改正について
- 日程第10 議案第113号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 日程第11 議案第114号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第12 議案第115号 令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第13 議案第116号 令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第117号 令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第118号 令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第119号 令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第120号 令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第121号 動産の取得について(指定避難所防災備蓄倉庫設置)
- 日程第19 議案第122号 動産の取得について(小型動力ポンプ積載水槽車購入(石和分団第14部)(明許))
- 日程第20 議案第123号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市いさわふれあいセンター)
- 日程第21 議案第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居福祉会館)

- 日程第22 議案第125号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代児童センター）
- 日程第23 議案第126号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川地域振興交流センター）
- 日程第24 議案第127号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居産地形成促進施設）
- 日程第25 議案第128号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川農産物直売所、笛吹市芦川活性化交流施設）
- 日程第26 議案第129号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館、笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園、笛吹市一宮スポーツ広場）
- 日程第27 議案第130号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市八代総合会館、笛吹市若彦路ふれあいセンター、笛吹市働く婦人の家、笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館、笛吹市八代中央スポーツ広場、笛吹市八代中央水泳プール、笛吹市八代南部スポーツ広場）
- 日程第28 議案第131号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川総合会館、笛吹市境川スポーツセンター）
- 日程第29 議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場、笛吹市御坂体育館、笛吹市御坂テニスコート、笛吹市御坂テニス&キッズ広場）
- 日程第30 議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居弓道場）
- 日程第31 議案第134号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）
- 日程第32 議案第135号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市芦川グリーンロッジ、笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場）
- 日程第33 議案第136号 山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について
- 日程第34 議案第137号 笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第138号 令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第36 同意第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第13号 公平委員会委員の選任について
- 日程第38 陳情第1号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第39 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	岡	由子	2番	落合	俊美
3番	山田	宏司	4番	河野	正博
5番	河野	智子	6番	武川	則幸
7番	神澤	敏美	8番	神宮司	正人
9番	荻野	謙一	10番	保坂	利定
11番	野澤	今朝幸	12番	中村	正彦
13番	海野	利比古	14番	渡辺	清美
15番	中川	秀哉	17番	小林	始
18番	渡辺	正秀	19番	古屋	始芳

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	山下	政樹	副市長	深澤	和仁
教育長	望月	栄一	総務部長	雨宮	和博
総合政策部長	返田	典雄	会計管理者	中山	勲
市民環境部長	市川	要司	保健福祉部長	西海	好治
子供すこやか部長	中村	富之	産業観光部長	河野	英明
建設部長	雨宮	竜也	公営企業部長	水谷	和彦
教育部長	太田	孝生	総務課長	小林	匡
政策課長	小澤	宏之	財政課長	柿嶋	信
消防長	鶴川	功	代表監査委員	曾根	哲哉
農業委員会会長	増田	敦			

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	荻野	重行
議会書記	宮澤	まな美
議会書記	古屋	幹仁

○議長（古屋始芳君）

ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（古屋始芳君）

日程第1 議会関係諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情のうち「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」について、お手元に配布した陳情文書表のとおり、教育厚生常任委員会に付託します。

なお、本日までに受理した請願はありません。

○議長（古屋始芳君）

日程第2 議案第105号から日程第34 議案第137号までを一括議題とします。

本案については、今定例会初日12月1日に上程され、その後に各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

去る12月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月13日、14日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第105号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」

総務部総務課の審査では、委員より、今回の改正について、他市の状況等も確認したのか。また、今後、消防指令センターの広域化に伴い職員を派遣するが、他市の状況も見据えた改正かとの問いがあり、甲府市および本市と同規模消防本部の消防職員の階級、職位を参考にしてている。また、令和8年度からの国中消防指令業務等共同運用に伴う職員派遣の際に、階級等、同等な職員を派遣できるように考えて改正していると説明がありました。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

総合政策部企画課の審査では、移住支援金交付事業について、何人の人口増につながったかとの問いに対し、9月末現在で、6世帯11人の増加につながったとの説明がありました。

さらに、就業要件についての問いがあり、今回の全世帯が、テレワークによる就業で移住支援金の対象となったとの説明がありました。

市民環境部戸籍住民課の審査では、戸籍事務、氏名の振り仮名法制化対応、戸籍システム改

修費について、今後のスケジュール感についての問いがあり、国からはまだ、今後の方法が定められていない。今後、少なくとも1年間くらいでシステム改修を行い、振り仮名については、本人に確認する必要があるため、その通知等の準備を行い、その後、期間を設けて戸籍へ記載を行うため、時間・経費・労力を必要とする。おおよその目途は再来年となっているとの回答がありました。

議案第136号 「山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について」

消防本部の審査では、委員より、派遣する職員についての問いがあり、令和8年度からは、通信指令員として4名を派遣する予定である。現在、各本部から1名、甲府は2名派遣し、7名体制で準備委員会を設置している。この準備委員会が、令和6年4月から事務協議会へ移行するとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第105号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第106号 「笛吹市税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第107号 「笛吹市手数料条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第113号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第121号 「動産の取得について（指定避難所防災備蓄倉庫設置）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第122号 「動産の取得について（小型動力ポンプ積載水槽車購入（石和分団第14部（明許）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について（笛吹市みさかふれあい交流センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第136号 「山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会の設置について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第137号 「笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第105号から議案第107号、議案第113号および議案第137号を一括議題といたします。

お諮りします。

本5案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案についての委員長報告は、可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第107号、議案第113号および議案第137号は原案のとおり可決されました。

議案第121号、議案第122号、議案第134号および議案第136号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第121号、議案第122号、議案第134号および議案第136号は原案のとおり可決されました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

12月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、12月13日、

14日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

保健福祉部健康づくり課の審査では、保健総務事務、がん患者アピアランスケア支援事業補助金について、県内自治体の取組状況はどうなっているかとの問いに対し、9月にあった県の説明会の際に、県内全ての市町村に実施体制を整えるよう要請があったが、県の中間報告によると、ほとんどの市町村が1月から申請受付を始める体制であるとの説明がありました。

また、がん患者がアピアランスケアについて言い出しにくい、話しづらいといった状況もあるので、医療機関に対して相談窓口を作る必要があり、情報の連携をすみやかにしてほしいと思うが、何か対応策はあるかとの問いには、市民には、ホームページと広報ふえふき2月号で周知を行うほか、笛吹市医師会と協力して、市内全ての医療機関にチラシなどを配布し、医療機関からも周知を行ってもらうことを考えているとの説明がありました。

続いて、子供すこやか部保育課の審査では、保育環境等改善事業、保育所等における使用済み紙おむつ保管用ごみ箱購入補助について、各保育所に使用済み紙おむつ保管用ごみ箱の金額や個数が異なるのはなぜか説明を求めたところ、保育所ごとに、施設にあった希望するごみ箱を申請してもらった。統一したものではなく、それぞれの保育所の人数や必要性を考えて、申請してもらったので、大きさや個数はまちまちである。保育所によって、乳幼児数も異なるため、使用済み紙おむつ保管用ごみ箱を置く場所も、屋内のトイレ内に置く場合や、屋外にまとめておく場合があり、室外用の大きなものであれば、コンポストがしっかりしていたり、安全面を考慮してカギが付いていた、室内に置くものであれば、密閉性が高くなっている等の点で、金額や個数が異なっているとの説明がありました。

また、購入補助の基準はあるのかと説明を求めたところ、施設人数に応じてなどはないが、1施設につき、補助金上限額を102万9千円に定めているとの説明がありました。

市民環境部環境推進課の審査では、クリーンセンター事業費、クリーンセンターキュービクル更新工事設計業務委託について、キュービクル自体の更新をするのかとの問いに対し、キュービクルは、受電・変電・変圧の装置が入っている箱で、その中に入っている5つの装置全てが、経年劣化により耐用年数を過ぎているため、全てを一度に交換する必要がある。令和6年度に交換するための工事を進めることを想定し、工事内容にどれくらいの費用がかかるか把握するために、今回の設計業務を委託するとの説明がありました。

また、交換する装置は、設置後どれくらい経過しているかとの問いに対し、耐用年数25年に対し、35年が経過しているとの説明がありました。

教育委員会生涯学習課の審査では、体育施設管理運営事業、境川スポーツセンター指定管理事業の令和4年度の指定管理委託料補填について、委員からは、協定書にある社会状況の変化による補填であり、単に赤字の補填ではない旨、しっかりと原則は確認してもらいたい。補填については、今後もよく検討する中で、協定・契約に留意してもらいたい。また、管理人の人員費分の補填割合についても、市の責任・指定管理事業者の責任、それぞれしっかりした協議の中で行ってもらいたいとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第108号 「笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第112号 「笛吹市社会教育施設条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について」、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

子供すこやか部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第115号 「令和5年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第116号 「令和5年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第117号 「令和5年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第118号 「令和5年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第123号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市いさわふれあいセンター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第124号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居福祉会館)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代児童センター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市いちのみや桃の里ふれあい文化館、笛吹市いちのみや桃の里スポーツ公園、笛吹市一宮スポーツ広場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代総合会館、笛吹市若彦路ふれあいセンター、笛吹市働く婦人の家、笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館、笛吹市八代中央スポーツ広場、笛吹市八代中央水泳プール、笛吹市八代南部スポーツ広場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川総合会館、笛吹市境川スポーツセンター)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市御坂花鳥の里スポーツ広場、笛吹市御坂体育館、笛吹市御坂テニスコート、笛吹市御坂テニス&キッズ広場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居弓道場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第135号 「公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市芦川グリーンロッジ、笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場)」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第114号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第108号および議案第112号を一括議題といたします。

お諮りします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第108号および議案第112号は原案のとおり可決されました。

議案第115号から議案第118号を一括議題といたします。

お諮りします。

本4案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案についての委員長報告は、可決です。

本4案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第115号から議案第118号は原案のとおり可決されました。

議案第123号から議案第125号、議案第129号から議案第133号および議案第135号を一括議題といたします。

お諮りします。

本9案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本9案についての委員長報告は、可決です。

本9案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第123号から議案第125号、議案第129号から議案第133号および議案第135号は原案のとおり可決されました。

次に建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、武川則幸君。

○建設経済常任委員長（武川則幸君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、12月13日、14日に委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」

建設部まちづくり整備課の審査では、都市計画費、公園費、公園維持管理事業、みさか桃源郷公園遊具広場トイレ建築工事設計業務委託について、詳細説明を求めたところ、みさか桃源郷公園は、令和6年度に遊具の更新を行う予定だが、現在、遊具近くにトイレがないことから、当該事業に併せて親子で利用できる多目的トイレを想定し、新設するための設計費用となっているとの説明がありました。

委員からは、保護者や保育士など様々な人の意見を聴取し、利用者の立場から使いやすさを考慮したものとしてほしいとの意見がありました。

建設部土木課の審査では、河川費、砂防費、急傾斜地保全対策事業、天神原急傾斜地崩壊対策事業負担金について、場所はどのあたりで、どのような工事になるのかとの質問があり、芦川ふれあいプラザから甲府方面に向かって県道の右側の斜面、おおむね120メートルの範囲に、法尻付近から高さ13メートルの土砂崩落防止柵を立ち上げる工法で対策するとの回答がありました。

また、消防費、水防費、水防事業費、修繕料に関し詳しく説明を求めたところ、気象情報システムの雨量計3台が落雷により故障したため、雨量変換器の修理を行うものであるとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第109号 「笛吹市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第110号 「笛吹市道路法施行条例及び笛吹市公共物管理条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第111号 「笛吹市若者定住促進市単住宅条例及び笛吹市定住促進住宅条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第114号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第7号）について」、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第119号 「令和5年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第120号 「令和5年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市境川地域振興交流センター）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市春日居産地形成促進施設）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第128号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（笛吹市芦川農産物直売所、笛吹市芦川活性化交流施設）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第114号につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

議案第109号から議案第111号を一括議題といたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第111号は、原案のとおり可決されました。

議案第119号および議案第120号を一括議題といたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案についての委員長報告は、可決です。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第119号および議案第120号は、原案のとおり可決されました。

議案第126号から議案第128号を一括議題といたします。

お諮りします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案についての委員長報告は、可決です。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第126号から議案第128号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託しました議案の採決が終了しました。

これより各常任委員会に分割付託しました議案第114号「令和5年度笛吹市一般会計補正予算(第7号)について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、反対討論を許します。

(なし)

次に、賛成討論を許します。

(なし)

討論を終結します。

これより、議案第114号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、全て可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時25分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長(古屋始芳君)

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1案および同意案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（古屋始芳君）

これより日程第35 議案第138号から日程第37 同意第13号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案しました案件について、概要をご説明申し上げます。

提出しました案件は、補正予算案1件、その他の議案2件、合わせて3件です。

はじめに、補正予算案です。

議案第138号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ5億8,713万円を追加をし、総額を431億1,745万円とするものです。

これは、国の令和5年度補正予算（第1号）が成立したことにより、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加交付されることに伴い、住民税非課税世帯を対象に、1世帯あたり7万円を給付するため、必要経費を計上しました。

併せて、子育て世帯の負担軽減のために実施している、小中学校、保育所等の給食費無償化および賄材料費や学校給食用牛乳の価格高騰分の補助に係る一般財源分に、当該臨時交付金を充当する財源更正を行いました。

続きまして、その他の議案です。

まず、同意第12号 「教育委員会委員の任命について」は、教育委員会委員1人の任期が、令和5年12月末日をもって満了することに伴い、新たな委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、三井久美子氏です。

三井氏は新任で、任期は令和6年1月1日から4年間です。

次に、同意第13号 「公平委員会委員の選任について」です。

公平委員会委員1人の任期が、令和5年12月20日をもって満了することに伴い、新たな委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

新たな委員は、雨宮寿男氏です。

雨宮氏は新任で、任期は令和5年12月21日から4年間です。

なお、経歴等については、それぞれの案件の末尾にあります資料のとおりです。

以上、追加提案しました議案について、ご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（古屋始芳君）

市長の説明が終わりました。

これより日程第35 議案第138号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第138号については、お手元に配布してあります議案

付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

この後、常任委員会を開催し、議案審査を行います。

次に日程第36 同意第12号 「教育委員会委員の任命について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第12号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第12号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第12号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、同意第12号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、同意第12号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました三井新教育委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

三井久美子君の入場を許可します。

(入 場)

三井久美子君に申し上げます。

ただいま議題となりました教育委員会委員の任命につきましては、同意されたことを報告いたします。

それでは、三井久美子君の発言を許します。

○教育委員会委員(三井久美子君)

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、教育委員の選任の同意をいただきました、三井久美子でございます。

教育は百年の計、誠に身に余る重責ではございますが、微力ながら全力を尽くして努力してまいり所存でございます。

今後とも格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつといたします。

○議長（古屋始芳君）

ありがとうございました。

三井久美子君の退場を求めます。

（退場）

次に日程第37 同意第13号 「公平委員会委員の選任について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

以上で質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第13号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第13号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、同意第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結します。

これより、同意第13号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、同意第13号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま同意されました雨宮新公平委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

雨宮寿男君の入場を許可します。

（入場）

雨宮寿男君に申し上げます。

ただいま議題となりました公平委員会委員の選任については、同意されたことを報告いたします。

それでは、雨宮寿男君の発言を許します。

○公平委員会委員（雨宮寿男君）

議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、笛吹市公平委員の選任について同意をいただきました、御坂町の雨宮寿男でございます。

改めて、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

議案書の略歴にもありますように、39年間行政に携わってまいりましたので、この経験を生かしながら、誠心誠意、公平委員の職務に当たってまいりたいと思っております。

今後とも皆さま方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

ありがとうございました。

雨宮寿男君の退場を求めます。

（退場）

ここで暫時休憩いたします。

休憩中、所管の委員会において議案第138号および陳情第1号の審査を行います。

なお、建設経済常任委員会の委員各位および関係以外の執行部の皆さんはお待ちいただき、委員会の審査が終了しましたら再開いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 3時24分

○議長（古屋始芳君）

再開いたします。

先ほど、総務常任委員会および教育厚生常任委員会に付託しました議案第138号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荻野謙一君。

○総務常任委員長（荻野謙一君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日12月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第138号の審査について、先ほど委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第138号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育厚生常任委員会に付託しました議案第138号について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

ただいま議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告いたします。

本日12月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第138号の審査について、先ほど委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査を行いました。

審査結果を申し上げます。

議案第138号 「令和5年度笛吹市一般会計補正予算（第8号）について」のうち、保健

福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論を行います。

（ な し ）

討論を終結します。

これより議案第138号の採決を行います。

本案に対する総務常任委員会および教育厚生常任委員会の委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

○議長（古屋始芳君）

次に日程第38 陳情第1号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託しました。

審査結果の結果について、委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、中村正彦君。

○教育厚生常任委員長（中村正彦君）

本委員会に付託された陳情は次のとおり決定しましたので、会議規則第133条第1項および135条の規定により報告をいたします。

令和5年陳情第1号、令和5年12月19日付託「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」については、継続審査となりました。

以上、報告いたします。

○議長（古屋始芳君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

○議長（古屋始芳君）

日程第39 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和5年笛吹市議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、12月1日から本日まで19日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、慎重なる審議に努めていただき、感謝を申し上げます。また、本会議および各委員会において、市政の各分野について、様々なご質問をいただきましたが、現状の課題として認識をし、市政発展のため、生かしていく考えですので、一層のご協力をお願いを申し上げます。

11月21日から12月18日までの間、農業塾では、桃、ブドウ、スモモ、柿を対象とした剪定講習会を13回開催をし、新規就農者や女性農業者など337人が受講をしました。今回は、受講者からの希望が多い、短梢剪定をメニューに加えたほか、圃場の実技と併せ、桃、ブドウの剪定では動画の視聴も取り入れました。受講者からは、剪定の理解が深まり、技術の向上につながったと、大変好評でありました。

年明けから、本市では、市民の皆さまの利便性向上のため、新たな取り組みをスタートします。1月4日から、証明書のコンビニ交付に「戸籍証明書」を追加をし、市役所を訪れなくても入手できる手続きが増えます。また、戸籍住民課の窓口では「書かない窓口」を実施します。「書かない窓口」は、住民票、印鑑証明、戸籍証明書などの申請書と、住所異動の際の住民異動届について、担当職員が聞き取りの上、書類を作成をし、来庁者は署名するだけで手続きが完了するものです。これにより、窓口を訪れた来庁者の負担軽減が図られます。

1月15日から、人工知能であるAIを活用したデマンド交通「のるーと笛吹」の実証運行を開始をします。既存の市営バスやデマンドタクシーと違い、時刻表や運行ルートが決められておらず、利用者は、好きな時間に行きたい場所まで移動することが可能です。今回の実証運行は、御坂町西部、八代町および芦川町で行い、実証運行での成果を検証する中で、AIデマンド交通を市内全域に展開していく予定です。

また、年明けには、各種行事を予定しています。

1月5日には、「令和6年新春交歓会 叙勲・褒章・大臣表彰・県政功績者受章者祝賀会」を、華やぎの章慶山で開催します。今回はコロナ禍前と同様に飲食を伴う交歓会を開催します。市議会議員の皆さまをはじめ、各種委員および団体代表者の皆さまにご出席をいただき、新春を祝賀するとともに、受章者の功績を称えたいと思います。

1月7日には、「笛吹市消防団出初め式」を、石和農村スポーツ広場で行います。消防団員450人が参加をし、消防団員の団結力の強化を図るとともに、多年にわたる功労者の功績を称えます。

また同日、「笛吹市二十歳の誓い」を、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館において開催します。二十歳になられた約680人の希望に満ちた門出をお祝いします。

私は、毎年、年頭の仕事始め式において、その年に市役所職員に求めることを年間の行動テーマとして示しており、本年は「目的を問い、責務を果たす」を掲げました。

職員は、日々の業務を誰のために、何のために行うのか、一度立ち止まって、その目的を確認をし、それぞれの立場で目的に向けて推進する姿を見せてくれました。

さて、来年は「辰年」です。辰は、振るう、整うという意味を持ち、辰年は、活力旺盛になって大きく成長する年と言われています。新たな年が、本市にとって大きく成長する一年となりますよう、引き続き市政運営に努力してまいります。

師走も半ばを過ぎ、何かと慌ただしい時期を迎えておりますが、議員各位におかれましては、

くれぐれもご自愛の上、ご健勝にて、ご活躍されますことをお祈り申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（古屋始芳君）

以上をもちまして、令和5年笛吹市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	荻野重行
議会書記	宮澤まな美
議会書記	古屋幹仁